

令和3年度

子ども・子育て支援推進調査研究事業

**要保護児童等に関する関係機関との情報共有のための
システム構築等に関する調査研究事業**

—報告書—

株式会社 野村総合研究所

令和4(2022)年 3 月

目次

第 1 章 はじめに	2
1. 背景・目的.....	3
2. 調査手法	4
第 2 章 市町村・児童相談所と関係機関の 情報共有を効率化するシステムとしてあるべき姿の検討	6
1. 調査手法	7
2. 調査結果	9
第 3 章 アンケートによる 実態調査	18
1. 調査手法	19
2. 調査結果（自治体アンケート）	21
3. 調査結果（児相相談所アンケート）	38
4. 調査結果考察	51
第 4 章 システム要件の検討	52
1. システム要件の検討	53
第 5 章 考察.....	58
1. 考察.....	59
参考資料① アンケート調査票（自治体向け調査票）	61
参考資料② アンケート調査票（児童相談所向け調査票）	64
参考資料③ 児童記録票 様式	67

第1章

はじめに

1. 背景・目的

1-1 本調査研究の背景及び目的

児童虐待については、児童相談所への虐待相談対応件数が一貫して増加しているほか、痛ましい事件も後を絶たない深刻な状況となっている。

このような状況を踏まえ、児童虐待の発生予防・早期発見、児童虐待発生時の迅速・的確な対応、被虐待児童の自立支援を強化していくことが必要と考えられるが、対応に当たって必要となる情報を速やかに把握することや、関係機関間における情報共有を徹底し、適切な支援につなげていくことが重要である。

このため、ICTを活用し、市区町村・児童相談所（都道府県）及び要保護児童等に関わる関係機関との間で、より効率的に支援の対象となる要保護児童等の情報を共有する仕組みの構築を検討することとし、児童虐待防止対策の強化を図る。

2. 調査手法

2-1 調査手法

本調査研究は、システムとしてあるべき姿の検討、アンケートによる実態調査、要件定義書案の検討の3部で構成される。以下、それぞれの調査手法について簡単に述べる。なお、それぞれの概要については第2章、第3章及び第4章で述べ、参考資料としてアンケート調査票を示す。

(1) 市町村・児童相談所と関係機関間の情報共有を効率化するシステムとしてあるべき姿の検討

市町村及び児童相談所が、児童虐待に係る関係機関と情報連携を行うにあたって、令和3年度から本格稼働を開始した、要保護児童情報共有システムを用いることを想定した場合、システムとしてどのような機能を備えるべきかの検討を行った。

具体的には、以下の5つの論点を設定し、それぞれについて検討を実施した。

1. システムを用いて、関係機関と共有する情報の範囲
2. 情報の共有形式及び関係機関からの情報共有の有無
3. 情報を共有する関係機関の範囲
4. 情報閲覧者の認証方法
5. 関係機関が閲覧する際のセキュリティの確保

それぞれの、検討結果については、第2章にて記載する。

(2) アンケートによる実態調査

全国82の自治体（政令指定都市・中核市）及び全国225の児童相談所（分室を除く）を対象に、要保護児童等に関する情報共有システム上で共有されるべき情報及び共有する対象となる関係機関を定めるために、要保護児童対策協議会で共有されている情報及び要保護児童対策協議会に参加している関係機関を把握することを目的として、「要保護児童等に関する情報共有システムの導入及び運用に関するアンケート調査」を実施した。

調査実施にあたっては、まずは調査票の設計を行った。調査設計にあたっては、国が標準仕様として定める児童記録票の項目等に則って設計した。

続いて、アンケート調査票の確定後、全国82の自治体（政令指定都市・中核市）及び全国225の児童相談所（分室を除く）に対して、アンケートの回答を依頼した。自治体アンケートの有効回答数は78、有効回答率は95.1%、児童相談所アンケートの有効回答数は136、有効回答率は60.4%となった。

(3)要件定義書案の検討

要件定義書案の検討では、「第2章 市町村・児童相談所と関係機関間の情報共有を効率化するシステムとしてあるべき姿の検討」及び「第3章 アンケートによる実態調査」の結果を踏まえ、要保護児童等に関する情報共有システム上で、市町村及び児童相談所が関係機関と情報共有すると仮定した場合システムとして、どのような要件を備えるべきかを具体的に検討を行った。

第2章

市町村・児童相談所と関係機関の 情報共有を効率化するシステムとして あるべき姿の検討

1. 調査手法

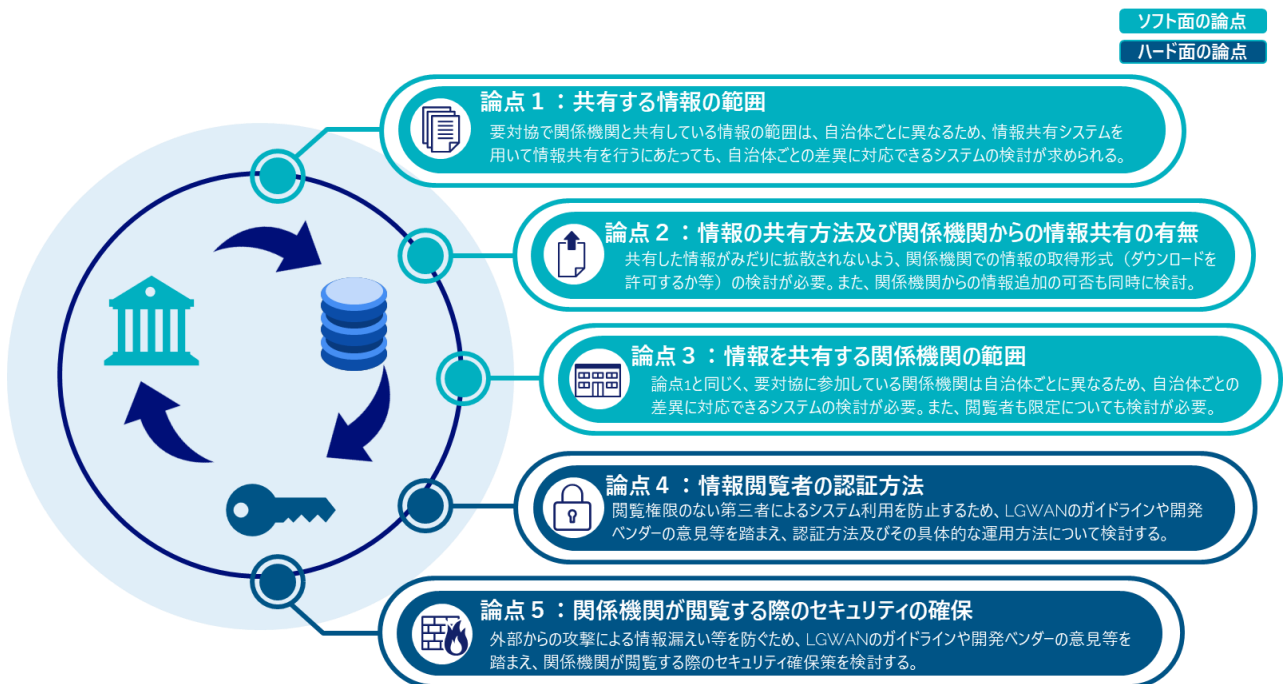
1-1 検討論点について

市町村及び児童相談所が、児童虐待に係る関係機関と情報連携を行うにあたって、令和3年度から本格稼働を開始した、要保護児童情報共有システムを用いることを想定した場合、システムとしてどのような機能を備えるべきかの検討を行った。

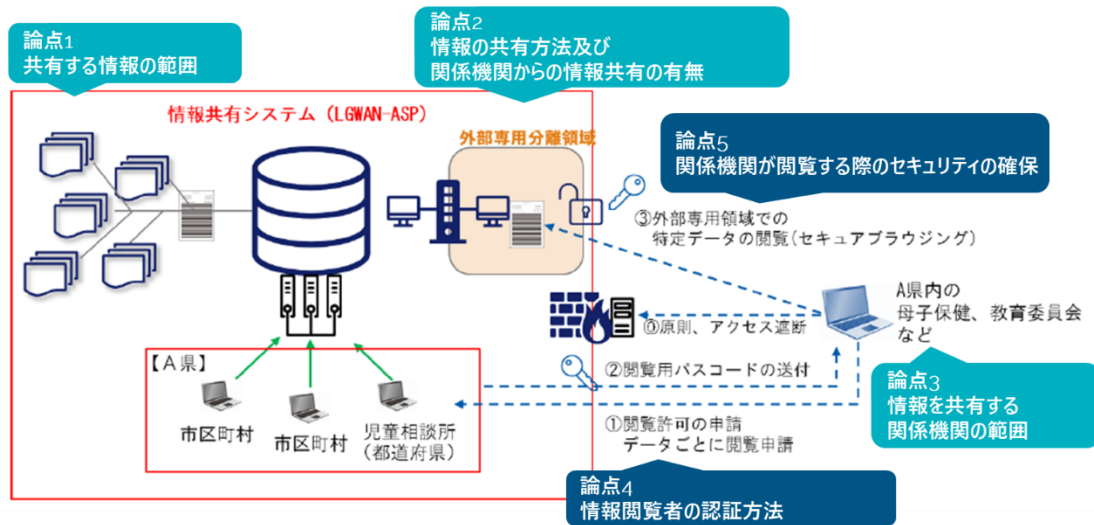
具体的には、以下の5つの論点を設定し、それぞれについて検討を実施した。

1. システムを用いて、関係機関と共有する情報の範囲
2. 情報の共有形式及び関係機関からの情報共有の有無
3. 情報を共有する関係機関の範囲
4. 情報閲覧者の認証方法
5. 関係機関が閲覧する際のセキュリティの確保

図表 1 要保護児童等に関する情報共有システムを用いた情報共有に関する検討論点



図表 2 検討論点の所在



※上記図は、令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「要保護児童等に関する情報共有システムの導入及び運用に関する調査研究事業」報告書P54に掲載

2. 調査結果

2-1 論点 1：システムを用いて、関係機関と共有する情報の範囲

要保護児童等に関する情報共有システムを用いて、市町村・児童相談所から関係機関に情報共有するにあたっては、市町村・児童相談所から関係機関に対して提供する情報の範囲を定める必要がある。

まず、一口に関係機関といっても、その種類は警察や教育委員といった行政機関から、幼稚園や保育園、医療機関、子ども食堂等の民間機関・団体機関まで多岐にわたり、子どもとの接点や必要とする情報も、機関ごとに異なっている。

また、要保護児童等に関する情報共有システム上には、保護者の電話番号などすべての関係機関が必要とするわけではない個人情報が多く入力されているため、児童虐待に関わりのある関係機関といえども、すべての情報を共有することは適切ではない。

そのため、各関係機関に対して、どのような情報を提供するかは、機関ごとに設定する必要がある。

関係機関と共有する情報範囲の設定主体は、国と市町村・児童相談所のいずれが適切か検討を行った。

1. 各自治体・児童相談所が個別に判断、設定する（個別設定方式）

各自治体・児童相談所が、関係機関に対して共有する情報の範囲を個別に判断・設定する方式である。当該方式では、各自治体・児童相談所が、関係機関との関係性を踏まえ、個別に情報共有の範囲、内容を決定できるというメリットがある。一方、市町村・児童相談所にて共有する情報の範囲を極端に狭く設定した場合は、関係機関に対して児童虐待に対処するために必要な情報が提供されず、関係機関との情報共有という目的が達成できない可能性がある、というデメリットが存在する。

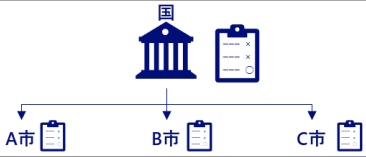
もっとも、上記デメリットに対しては、ガイドラインや運用指針を作成し、必要最低限の情報については、原則共有することを定めることで、ある程度対処が可能であると考ええる。

2. 国にて一括で判断・設定する（一括設定方式）

市町村・児童相談所が、関係機関に対して情報共有する際の情報共有範囲を、国で判断・設定する方式である。当該方式のメリットとしては、国として、関係機関との情報共有にあたって必要と考える情報について、確実に情報共有させられることがあげられる。一方で、当該方式のデメリットとしては、要保護児童等に関する情報共有システムの運用方針が各自治体にゆだねられているため、システムに格納されている項目や情報の鮮度、内容の詳細さが市町村・児童相談所ごとに異なっており、国が設定した情報共有範囲では、国が想定する情報共有が行われなかった可能性があることである。また、情報共有項目が一括で定められることにより、各市町村・児童相談所が共有すべきでない

考える情報が共有されるというリスクも存在する。

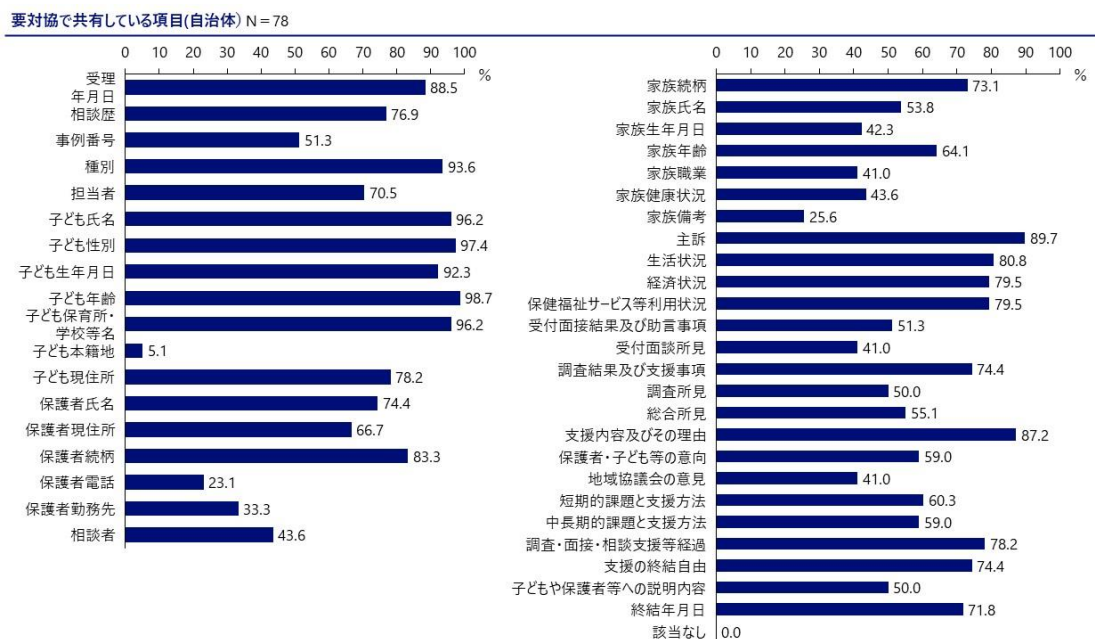
図表 3 共有する情報範囲の設定方式

	個別設定方式	一括設定方式
概要	 各自治体で、関係機関に対して共有する情報の範囲を個別に判断、設定する。 ただし、システム仕様やガイドラインを用いて国として共有する情報の範囲に一定の制限をかけることは可能。	 国で、関係機関に対して共有する情報の範囲を判断し、一括設定する。
Pros.	自治体の現在の情報共有方針に合わせて共有する情報を設定できるため、自治体の業務負荷があまり高くないと想定される	自治体ごとの運用の差異をある程度抑制することが可能
Cons.	自治体が共有する情報の範囲を極端に狭く設定した場合、関係機関との情報共有という目的を達成できない可能性がある	自治体ごとに情報共有システムに入力している情報が異なるため、国として想定した情報共有がなされない可能性がある

両方式には、それぞれメリット・デメリットがあるものの、本システムにおいては、個別設定方式とし、各市町村・児童相談所にて、個別に共有する情報の範囲を判断、設定する方式が適当であると考える。

その根拠としては、第 3 章にて実施したアンケート結果である。図表 4 要保護児童対策地域協議会にて共有されている項目からわかるように、要保護児童対策地域協議会にて関係機関に情報共有する際に、どの市町村においても必ず共有されている項目は存在していない。そのため、国として共有する情報範囲を判断・設定した場合、どの項目を設定したとしても、必ず当該項目を共有すべきでないとする市町村が存在し、不本意な情報提供となるという不都合が生じる。

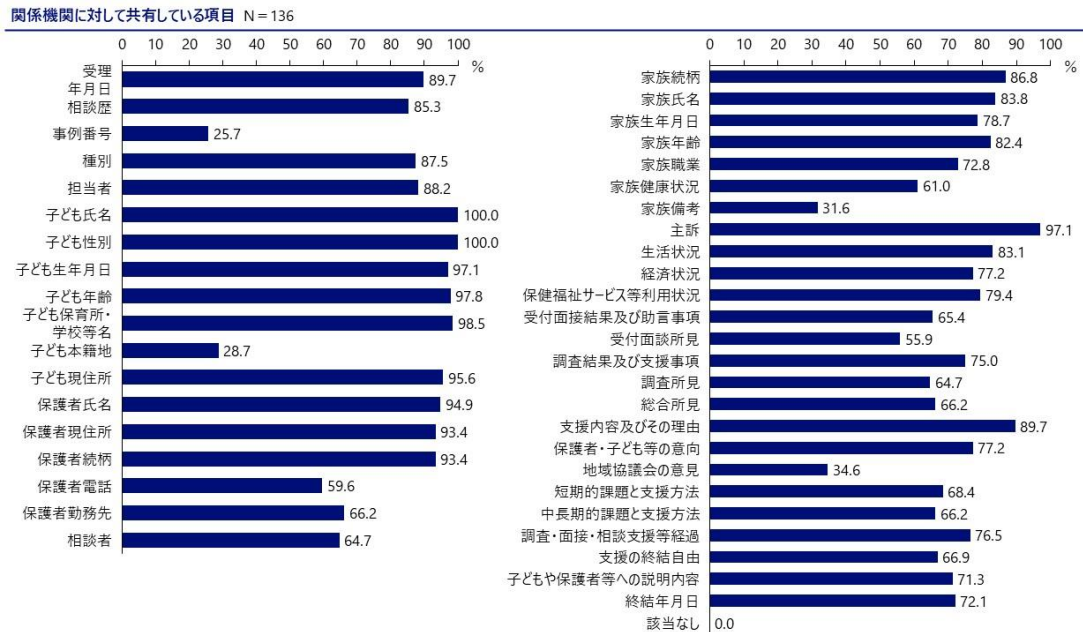
図表 4 要保護児童対策地域協議会にて共有されている項目



一方、図表 5 児童相談所が関係機関に対して共有している項目から読み取れるように、児童相談所が関係機関に対して個別に情報提供を行う際は、子どもの名前及び性別を必ず共有しており、これらの基本情報は関係機関に対して情報提供を行うにあたって、必須の情報であると考えられる。

そのため、関係機関に対して情報提供を行う際は、誰に関する情報提供を行っているのか、が関係機関に伝わるよう、特別な事情がない限り子どもの名前、子どもの性別を共有する旨の手引きやガイドラインを作成する等、運用面でのカバーが必要である。

図表 5 児童相談所が関係機関に対して共有している項目



2-2 論点 2 : 情報の共有方法及び関係機関からの情報共有の有無

関係機関との情報共有には、市町村・児童相談所から関係機関に情報を提供するだけでなく、関係機関側から市町村・児童相談所に対する情報共有も存在する。本システムの目的は、市町村・児童相談所と関係機関間の情報共有を円滑化することにあるため、市町村・児童相談所から関係機関への情報共有だけでなく、関係機関から市町村・児童相談所への情報共有についても、対応が必要である。

そのため、要保護児童等に関する情報共有システムを用いて、関係機関から市町村・児童相談所に対して情報提供が可能か、情報提供する際にはどのような情報共有方式について、検討を行った。

1. 閲覧型

関係機関は、閲覧のみ可能とし、関係機関側から市町村・児童相談所への情報提供については、従来通り対面や電話等で行う方式である。

この方式のメリットとしては、LGWAN 網に接続していない端末から、LGWAN 網上の要保護児童等に関する情報共有システムに対して、情報送付を行わないため、システムの仕様が比較的簡易となることである。

もっとも、市町村・児童相談所と関係機関との情報共有を円滑化するという目的に照らすと、関係機関側から市町村・児童相談所への情報共有をシステム上で実施できない以上、目的を十分に達成できる方式とはいえず、望ましい方式とは言えない。

2. 直接編集型

この方式は、市町村・児童相談所が関係機関に対して、児童記録票の一部の閲覧を許可すると共に、当該部分について、関係機関による更新履歴を残した直接編集による情報提供を可能とするものである。

この方式を用いる場合、関係機関により編集可能な児童記録票とは別途、市町村及び児童相談所の担当者のみが編集可能な児童記録票の原本を確保する必要がある。市町村及び児童相談所の担当者は、関係機関によって情報の追加・更新が行われた児童記録票の内容を精査し、児童記録票の原本に保存すべき情報があると考えた場合にのみ、当該情報の反映を許可するものとする。

この方式は、市町村・児童相談所が、関係機関から児童記録票に即した形で情報を得られるため、簡便に情報を入手できるというメリットがある。その一方で、原本での管理が行われているとはいえ、市町村及び児童相談所の担当者以外の非専門家が児童記録票に記載することは、記載される情報も記載者の主観が多分に含まれた情報となる可能性も高く、また、児童記録票の書き方の作法を踏襲していないため、市町村及び児童相談所の担当者として求める情報が提供されない、関係機関が追記した児童記録票の内容を確認し、必要な情報のみ原本への反映する作業に手間がかかる、などのデメリットが生じる。

3. 情報提供型

この方式は、市町村・児童相談所が関係機関に対して閲覧を許可した児童記録票の一部にコメントや書類・写真を添付する形で情報提供する方式である。

この方式のメリットとしては、関係機関からオンライン上で情報を得られるため、従来の電話や対面での情報提供に比べて、早期に情報提供が可能であることがあげられる。また、関係機関にて作成した書類や写真等を直接市町村・児童相談所に対して提供することができるため、先ほど②直接編集型にて生じていた、非専門家による不正確な情報提供の危険性については、ある程度リスクが軽減される。一方、デメリットとしては、関係機関にて作成した書類や写真、コメント等が精査されない形で市町村・児童相談所担当者に送付されるため、担当者にて書類、写真、コメント等の内容を読み取り、児童記録票に記載するという作業負担が生じることがあげられる。

3つの方式には、それぞれメリット・デメリットが存在するが、市町村・児童相談所と関係機関との情報共有を円滑化するという本システムの目的及び運用面を考慮すると、3. 情報提供型が望ましいと考えられる。

図表 6 関係機関との情報共有方式

	オプション1；閲覧型	オプション2；直接編集型	オプション3；情報提供型
概要	関係機関は閲覧のみ可能	自治体は、編集可能部を設定 関係機関は、編集履歴を残して直接編集	関係機関は、ケース資料に付随させる形で コメントもしくは添付文書を提供
Image			
Pros.	システム変更・情報共有範囲の設定が容易	関係機関からオンライン上で情報が得られるため、早期対応可能	- 関係機関からオンライン上で情報が得られるため、早期対応可能 - 非専門家による児童記録票の改変リスクなく、関係機関から情報収集可能
Cons.	- 関係機関からの情報が得られず、早期対応の目的は達成困難 - 自治体に共有のインセンティブが乏しい	- 自治体が情報共有範囲×関係機関を決定する際、編集部の設定が煩雑 - 非専門家による児童記録票の改変リスク	関係機関が文書や写真をアップロード可能な領域を設計する必要がある

ここまでは、関係機関から市町村・児童相談所への情報提供について検討してきたが、情報提供については、市町村・児童相談所から関係機関に提供した情報を、関係機関においてどのように扱わせるかについても、論点となる。

本システムは現在対面や電話にて実施している情報共有をシステム上で実施するものであることから、本論点の検討にあたっては、市町村・児童相談所が現在、関係機関に対してどのような形式で情報提供を行っているかが参考となる。そのため、市町村向けのアンケートにて、市町村・児童相談所における情報提供形式を聴取した。

詳細な結果については第3章に譲るが、子どもの氏名・性別や主訴等、ケースの特定に必要となる情報については、紙媒体での共有かつ会議終了後は参加者にて配布された紙を持ち帰るパターンが多数を占めているため、これら情報については、多くの市町村・児童相談所が、関係機関側の手元にデータもしくは紙の形式で情報が残ることを許容していると考えられる。一方、主訴についても、「口頭のみで共有」、「データは会場で投影するのみ」と回答している市町村も存在し、これらの市町村は関係者側にデータもしくは紙媒体として情報が残ることを許容しない可能性が高く、情報の取扱いの厳重さは自治体によって異なっている。

児童記録票に記載されている情報は要配慮個人情報であり、取り扱いには細心の注意が必要であることから、関係機関との情報共有するためのシステム構築にあたっては、情報を厳重に取り扱う自治体の基準に合わせるべきである。そのため、システムとしては、関係機関側でデータとして情報を取得することができないよう、画面コピーやデータダウンロードを制限する仕様であることが望ましい。

2-3 情報を共有する関係機関の範囲

要保護児童等に関する情報共有システムを用いて、関係機関と情報共有を行うにあたっては、情報を共有する関係機関の範囲について検討を行う必要がある。

本論点の検討についても、市町村・児童相談所が現在、どのような関係機関に対して情報提供を行っているかが参考となるため、市町村・児童相談所に対してアンケート調査を行った。

アンケート調査の詳細については第 3 章に譲るが、アンケートの結果、すべての自治体において要保護児童対策地域協議会（実務者会議）に参加している関係機関は存在せず、関係機関の果たす役割の大きさや関係性に応じて、自治体ごとに参加が必要な関係機関を判断している状況が把握された。そのため、要保護児童等に関する情報共有システムを用いて情報を共有する関係機関の種類は、国として一律に定めることは適当ではなく、自治体ごとに判断するのが適当である。

また、要保護児童対策地域協議会（実務者会議）の参加関係機関数は、主管課、児童相談所も含めて平均 15 機関程度であり、そのうち行政機関以外の参加関係機関数は、平均 6 機関程度であった。そのため、要保護児童等に関する情報共有システムを用いた関係機関との情報共有を検討するにあたっては、上記数値を踏まえて、情報連携に耐えられるシステムを構築することが必要となる。

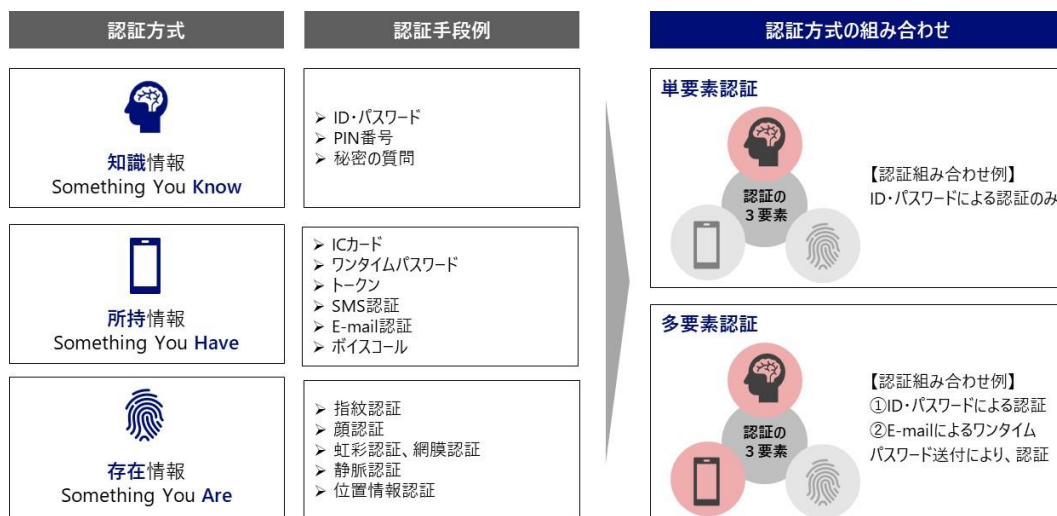
2-4 情報を共有する関係機関の範囲情報閲覧者の認証方法

要保護児童等に関する情報共有システム内に格納されている情報は、要配慮個人情報に該当する情報であるため、関係機関が情報にアクセスする際には、市町村及び児童相談所として閲覧を許可した者以外によるアクセスを防ぐ仕組みが必要である。

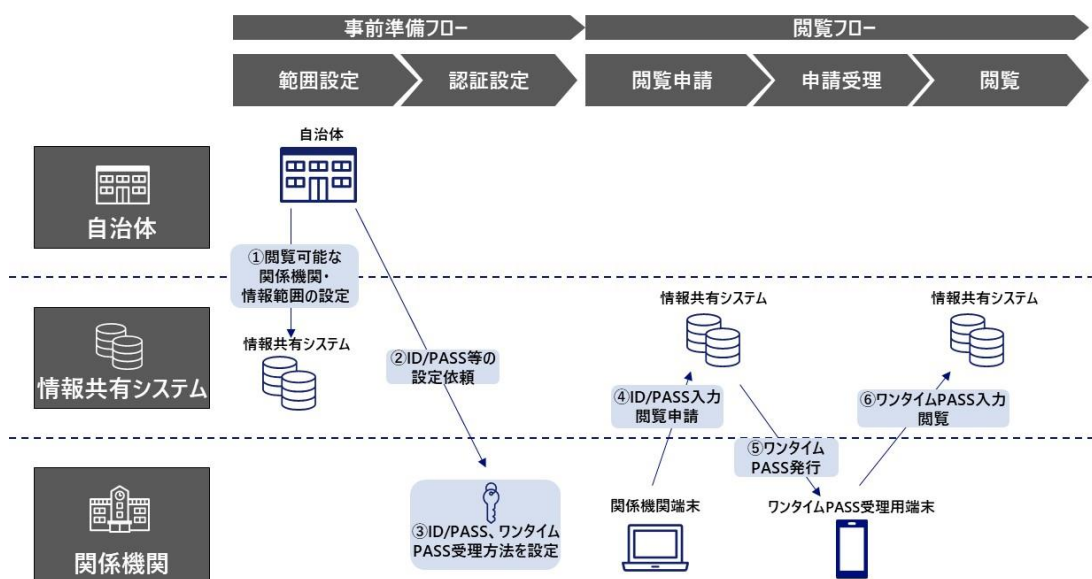
具体的な認証方法については、システムを具体的に検討する際に、最新の認証技術を踏まえて改めて検討が必要となるが、現時点では、ID・パスワードなどを用いた知識情報による認証、e-mail や電話を用いたワンタイムパスワードなどを用いた所有情報による認証を組み合わせた多要素認証が望ましいと考える。（図表 7 情報閲覧者の認証方式参照）

ID・パスワードと e-mail を用いたワンタイムパスワードを併用した場合の認証フローのイメージを図表 8 認証フローのイメージに示す。

図表 7 情報閲覧者の認証方式



図表 8 認証フローのイメージ



2-5 関係機関が閲覧する際のセキュリティの確保

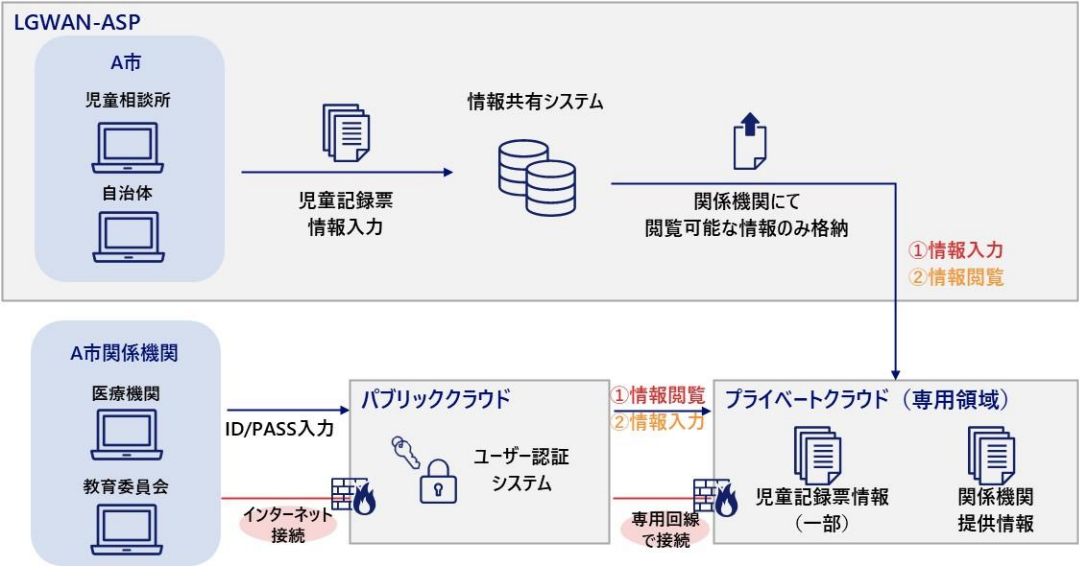
現在稼働している要保護児童等に関する情報共有システムは LGWAN 網上に構築されており、利用者也市町村の主観部署及び児童相談所職員等、LGWAN 網に接続可能な利用者限定されていた。そのため、既存のシステムにおいては、インターネット網への接続がなく、高いセキュリティレベルが担保されているといえる。

しかしながら、市町村及び児童相談所が情報共有する関係機関は、第 2 章 2-3 情報を共有する関係機関の範囲情報を共有する関係機関の範囲にて検討した通り、LGWAN 網に接

続できない行政機関以外の関係機関も含まれているため、本システムは LGWAN 網に接続できない外部関係機関が接続可能であることが必須要件であり、インターネット網への接続が必要となる。

そのため、インターネット網に接続する本システムにおいては、現在稼働している情報共有システム以上にセキュリティの確保に対する検討が必要となる。具体的なセキュリティ確保方法については、システムを具体的に検討する時点の自治体情報セキュリティポリシー等を踏まえた検討が必要となるが、現時点で想定しているセキュリティ確保の仕組みを図表 9 に示す。

図表 9 関係機関が閲覧する際のセキュリティ確保



第3章

アンケートによる 実態調査

1. 調査手法

1-1 アンケート調査の概要

本調査研究においては、要保護児童等に関する情報共有システム上で共有される情報を定めるため、全国の政令指定都市および中核市を対象にアンケート調査を実施した。アンケート調査の概要は下記を参照されたい。

(1) 調査対象

全国 82 の自治体（政令指定都市・中核市）及び全国 225 の児童相談所（分室を除く）を対象にアンケート調査を行った。

(2) 調査方法

Excel シートによるアンケートで全国の中核市以上の自治体及び児童相談所を対象とした悉皆調査を実施した。なお調査開始の案内は、厚生労働省 子ども家庭局 虐待防止対策推進室の協力を仰ぎ、都道府県担当者を通じて、全国の市区町村家庭福祉主管課宛に調査票をメール配布した。

(3) 調査内容

調査項目は以下の通りである。なお、巻末の参考資料に調査票を掲載する。

【自治体向け調査】

- 要保護児童対策地域協議会（実務者会議）の参加機関
- 要保護児童対策地域協議会（実務者会議）で共有している児童記録票上の項目
- 同会議で共有している児童記録票上の項目の共有方法
- 情報共有システムを用いて関係機関と情報共有する際に想定される課題

【児童相談所向け調査】

- 情報共有を重視している関係機関
- 上記関係機関に共有している児童記録票上の項目
- 上記関係機関に共有している児童記録票上の項目の共有方法
- 情報共有システムを用いて関係機関と情報共有する際に想定される課題

図表 10 調査項目

	自治体	児童相談所
属性	Q1(1) (2) 都道府県名/自治体名/自治体コード (6桁)	Q1(1) (2) 都道府県名/児童相談所名
情報連携している 関係機関・組織 (論点3)	Q2 要対協の参加機関・組織	Q2 情報連携を行っている機関・組織
関係機関に対する 情報提供内容 (論点1)	Q3 (1) 要対協において情報提供している内容	Q3(1) 関係機関に対して一般的に情報提供している内容
関係機関に対する 情報提供内容 (論点2)	Q3(2)~(4) 情報提供に用いている媒体 (電子、紙、口頭) 及びその提供方法 Q4 (紙媒体及び口頭での共有の場合) 電子媒体で情報共有を行っていないのはなぜか	Q3(2)~(4) 情報提供に用いている媒体 (電子、紙、口頭) 及びその提供方法 Q4 (紙媒体及び口頭での共有の場合) 電子媒体で情報共有を行っていないのはなぜか
情報連携に対する 課題感	Q5 要保護児童情報共有SYS上で情報共有する際の課題	Q5 要保護児童情報共有SYS上で情報共有する際の課題
回収率	95% (78/82自治体)	60% (136/225児童相談所※)

(4) 調査期間

令和 3 (2021) 年 11 月 29 日から令和 4 (2022) 年 1 月 4 日にかけて実施した。

(5) 調査結果

自治体調査については、全国 82 の自治体のうち、有効回答数は 78、有効回答率は 95% (=78/ 82)。児童相談所調査については、全国 225 か所の児童相談所 (分室を除く) のうち、有効回答数 136、有効回答率は 60% (=136/225) となった。

次頁以降、調査項目に関する調査結果について単純集計結果および考察を記載する。

2. 調査結果（自治体アンケート）

（1）要保護児童対策地域協議会（実務者会議）に参加している関係機関

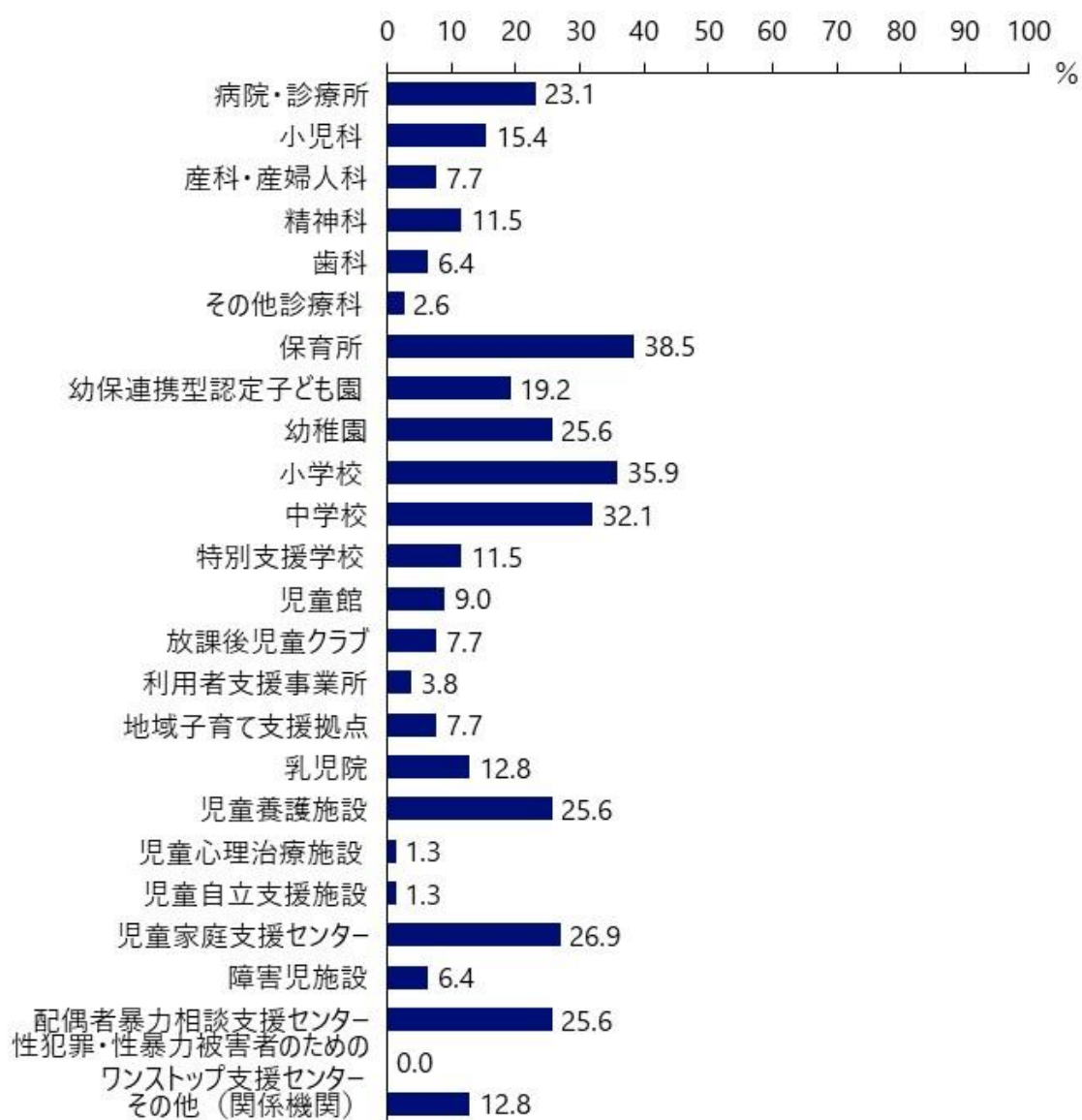
下表は、要保護児童対策地域協議会（実務者会議）に参加している関係機関（行政機関）である。要保護児童対策地域協議会（実務者会議）に児童相談所を参加させている自治体が98.7%と最も多く、次に参加させている自治体が多い行政機関は教育委員会（94.9%）であった。また、警察署を参加させている自治体も74.4%と多かった。

図表 11 要保護児童対策地域協議会（実務者会議）参加機関：行政機関
(N=78)



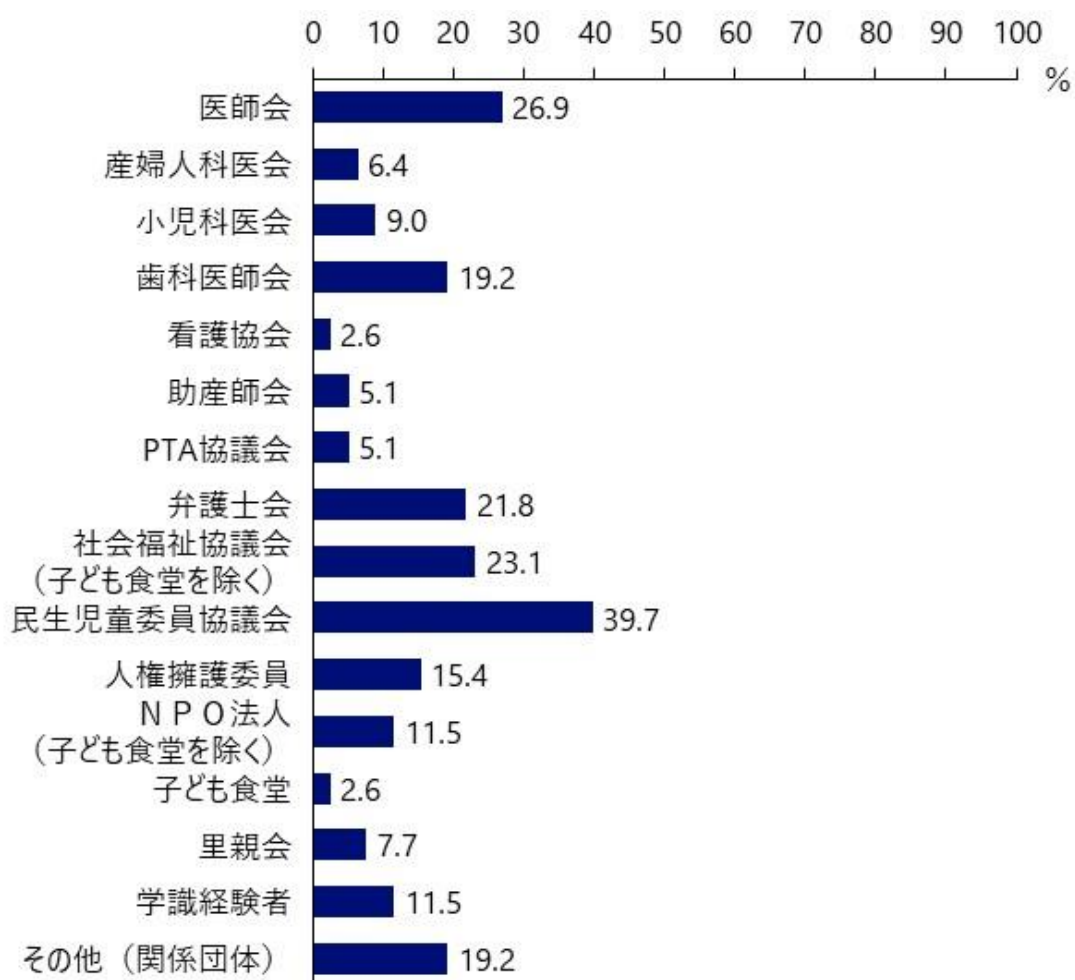
要保護児童対策地域協議会（実務者会議）に参加する行政機関以外の関係機関は、行政機関に比べると少ない傾向にあった。比較的参加させている自治体の多い機関は、保育所（38.5%）、小学校（35.9%）、中学校（32.1%）などの教育関係機関、民生児童委員協議会（39.7%）となっていた。

図表 12 要保護児童対策地域協議会（実務者会議）参加機関：行政機関以外
1/2 (N=78)



図表 13 要保護児童対策地域協議会（実務者会議）参加機関：行政機関以外

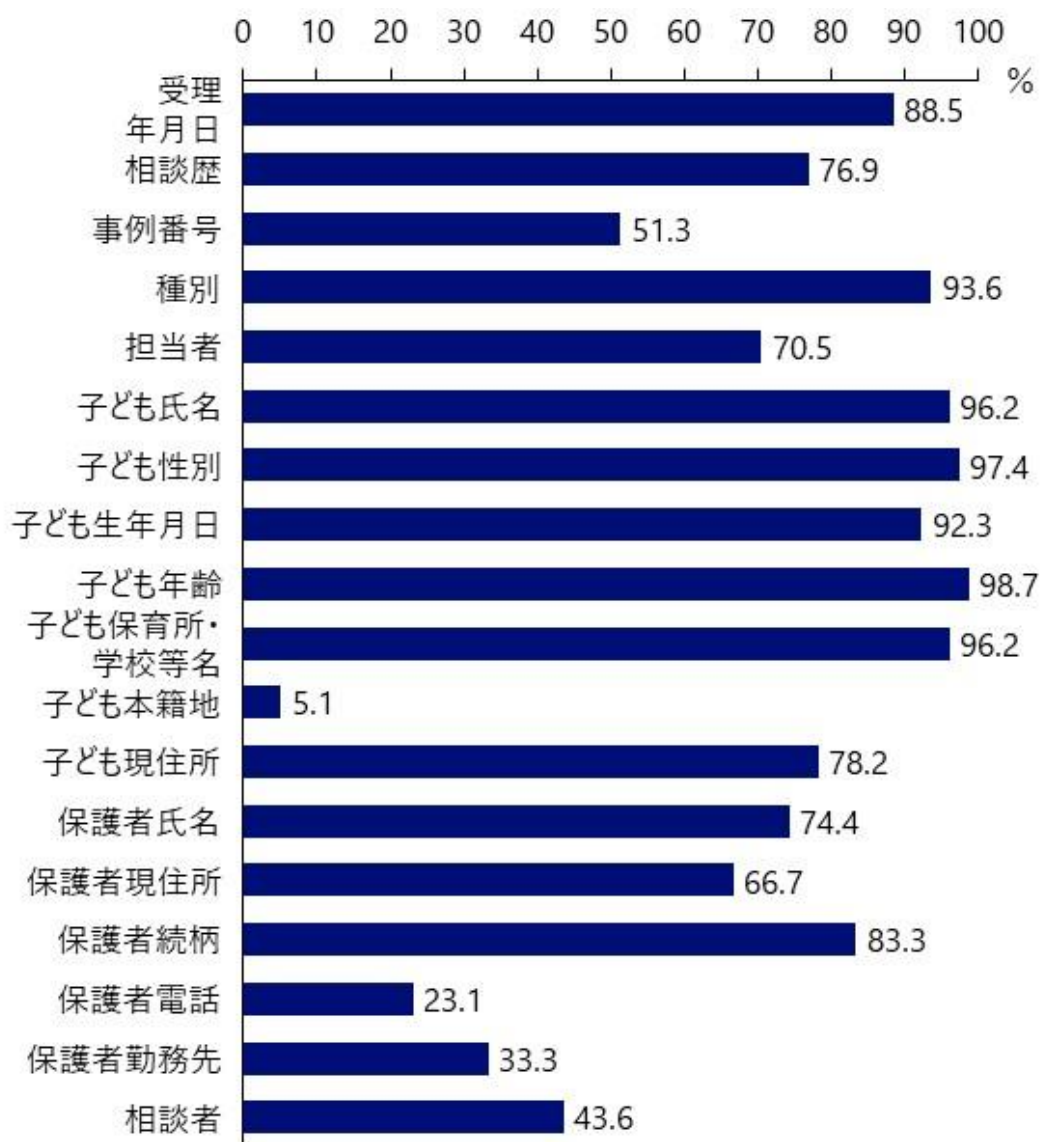
2/2 (N=78)



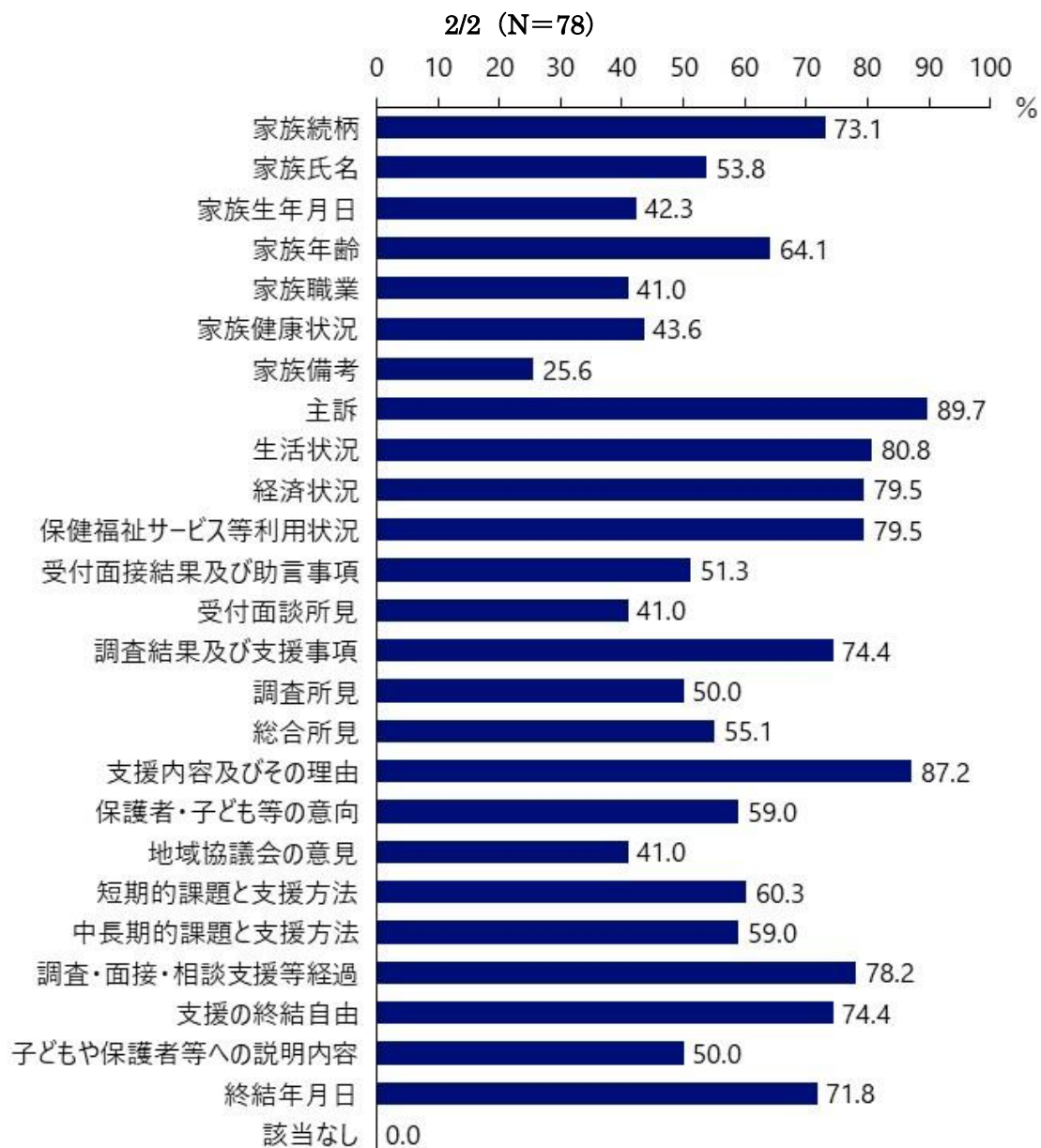
(2) 要保護児童対策地域協議会(実務者会議)にて共有している項目

下表は、要保護児童対策地域協議会(実務者会議)にて、自治体に参加関係機関に対して、情報提供している項目内容である。基本4情報のうち、子ども住所(78.2%)、を除く3情報、子ども氏名(96.2%)、子ども性別(97.4%)、子ども生年月日(92.3%)は、大多数の自治体において、参加関係機関に対して情報提供されていた。もっとも、すべての自治体において情報共有されている項目内容はなく、自治体によって個人情報の提供に関するスタンスが異なることが読み取れる。

図表 14 要保護児童対策地域協議会(実務者会議)にて共有している項目
1/2 (N=78)



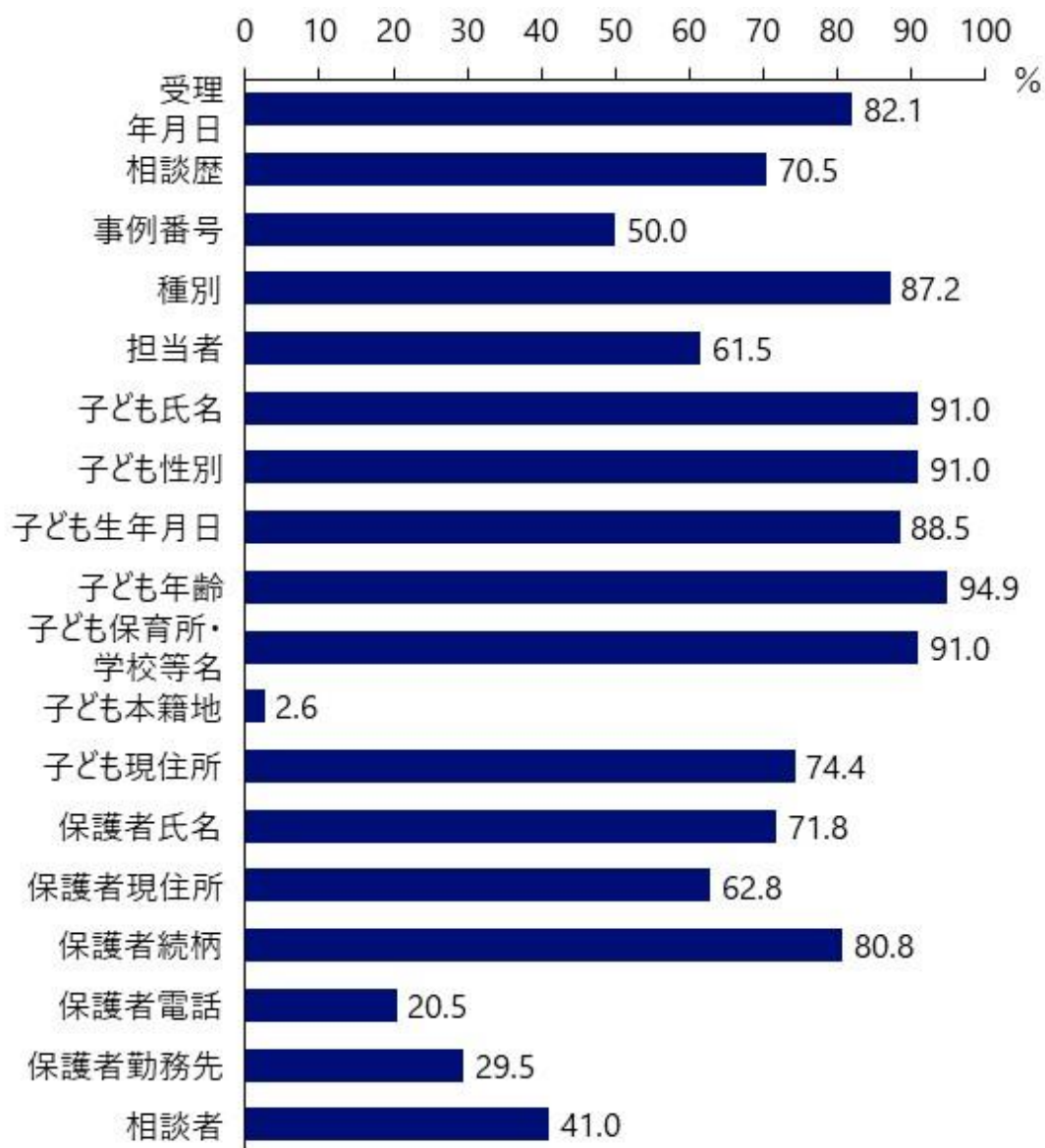
図表 15 要保護児童対策地域協議会（実務者会議）にて共有している項目



(3) 要保護児童対策地域協議会(実務者会議)にて紙媒体で共有している項目

下表は、要保護児童対策地域協議会(実務者会議)にて、自治体に参加関係機関に対して、紙媒体にて情報提供している項目内容である。多くの自治体は紙媒体を用いて情報提供しているため、紙媒体で情報提供している項目は、第3章2.(2) 要保護児童対策地域協議会(実務者会議)にて共有している項目と似通った結果となっている。

図表 16 要保護児童対策地域協議会(実務者会議)にて紙媒体で共有している項目
1/2 (N=78)



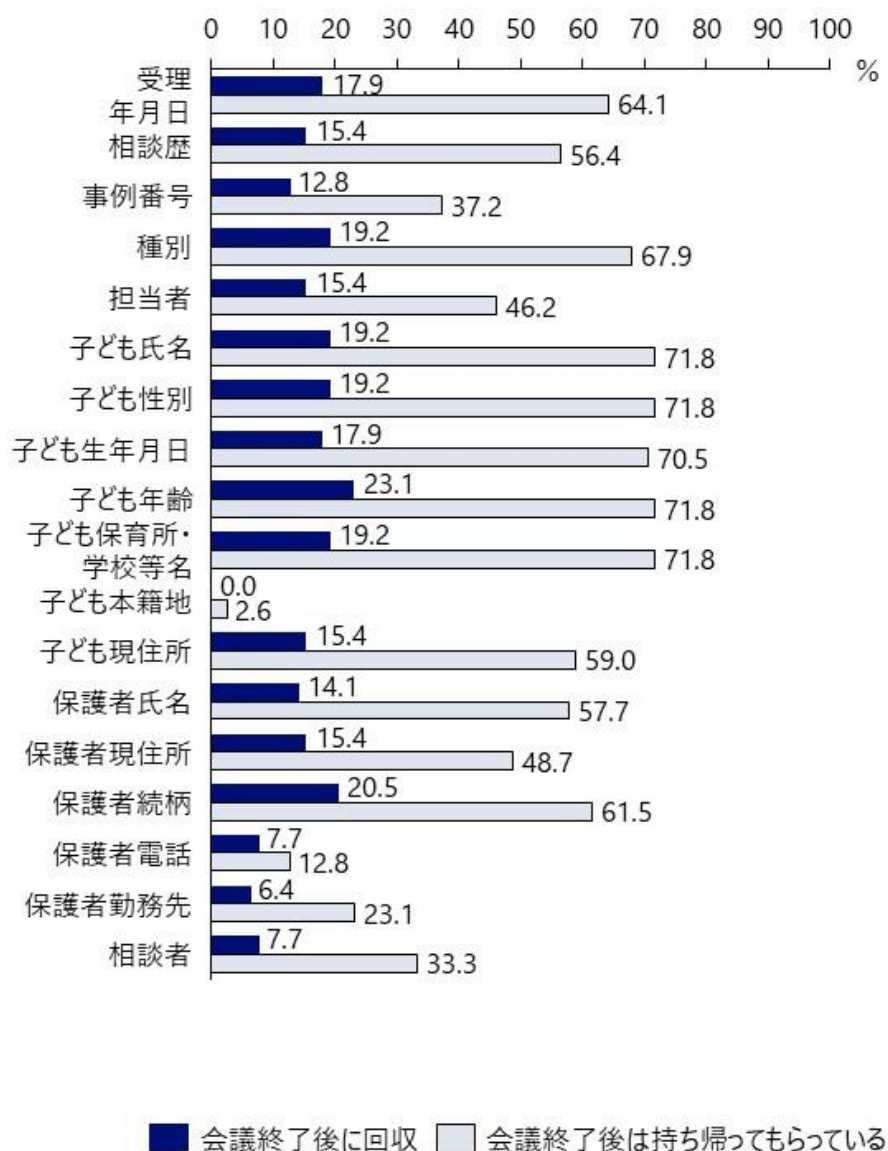
図表 17 要保護児童対策地域協議会（実務者会議）にて紙媒体で共有している項目



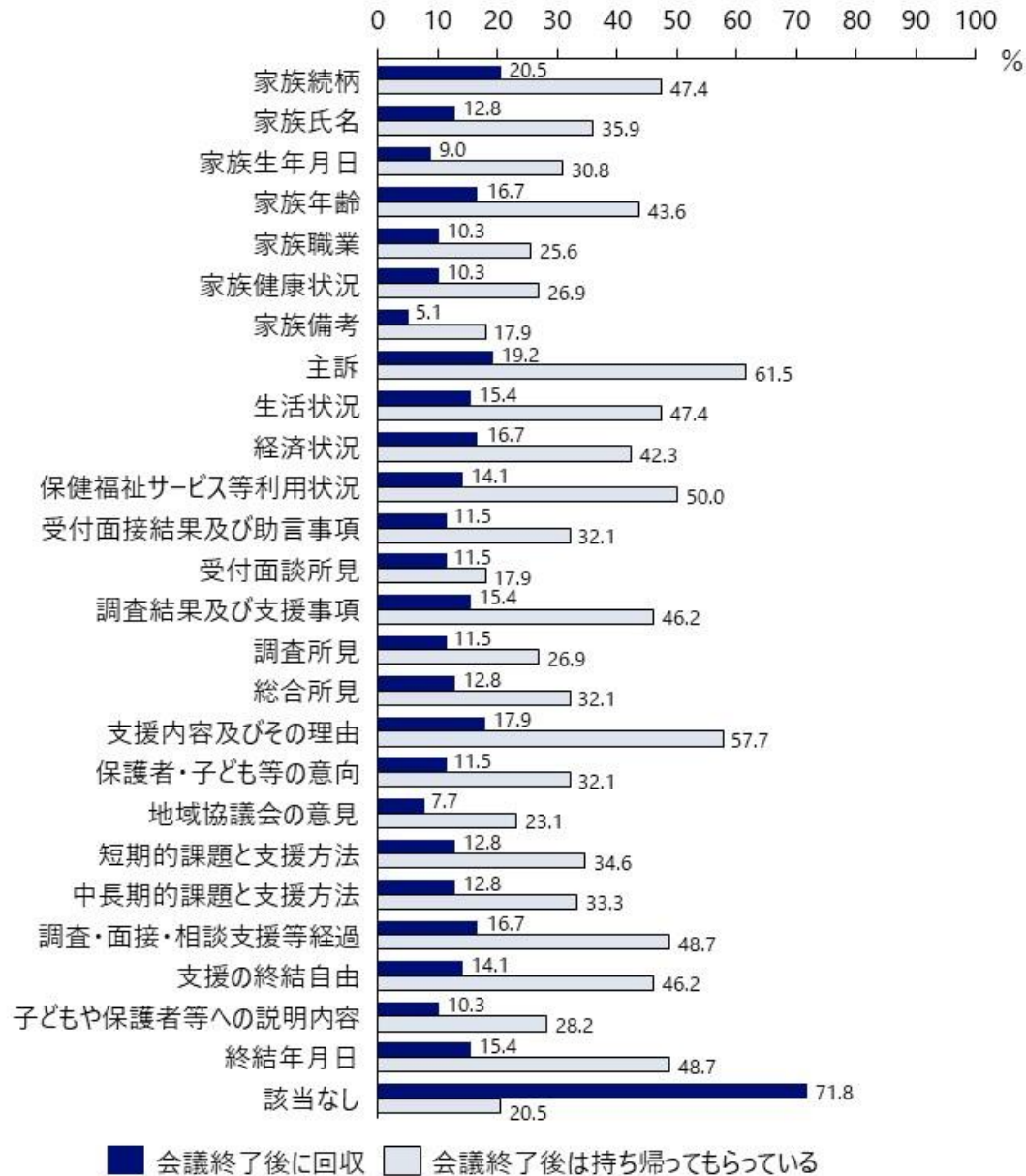
(4) 要保護児童対策地域協議会(実務者会議)にて紙媒体で共有している場合の、会議終了後の紙の取り扱い

下表は、要保護児童対策地域協議会(実務者会議)にて、自治体が参加関係機関に対して、紙媒体にて情報提供している項目である。会議終了後に配布した資料を持ち帰ってもらっていると回答した自治体数は、会議終了後に資料を回収していると回答した自治体の3倍程度存在し、紙媒体で情報共有を実施している自治体の多くにおいて、会議終了後、配布した資料を持ち帰ってもらっている現状が読み取れる。

図表 18 要保護児童対策地域協議会(実務者会議)にて紙媒体で共有している場合の、会議終了後の紙の取り扱い 1/2 (N=78)



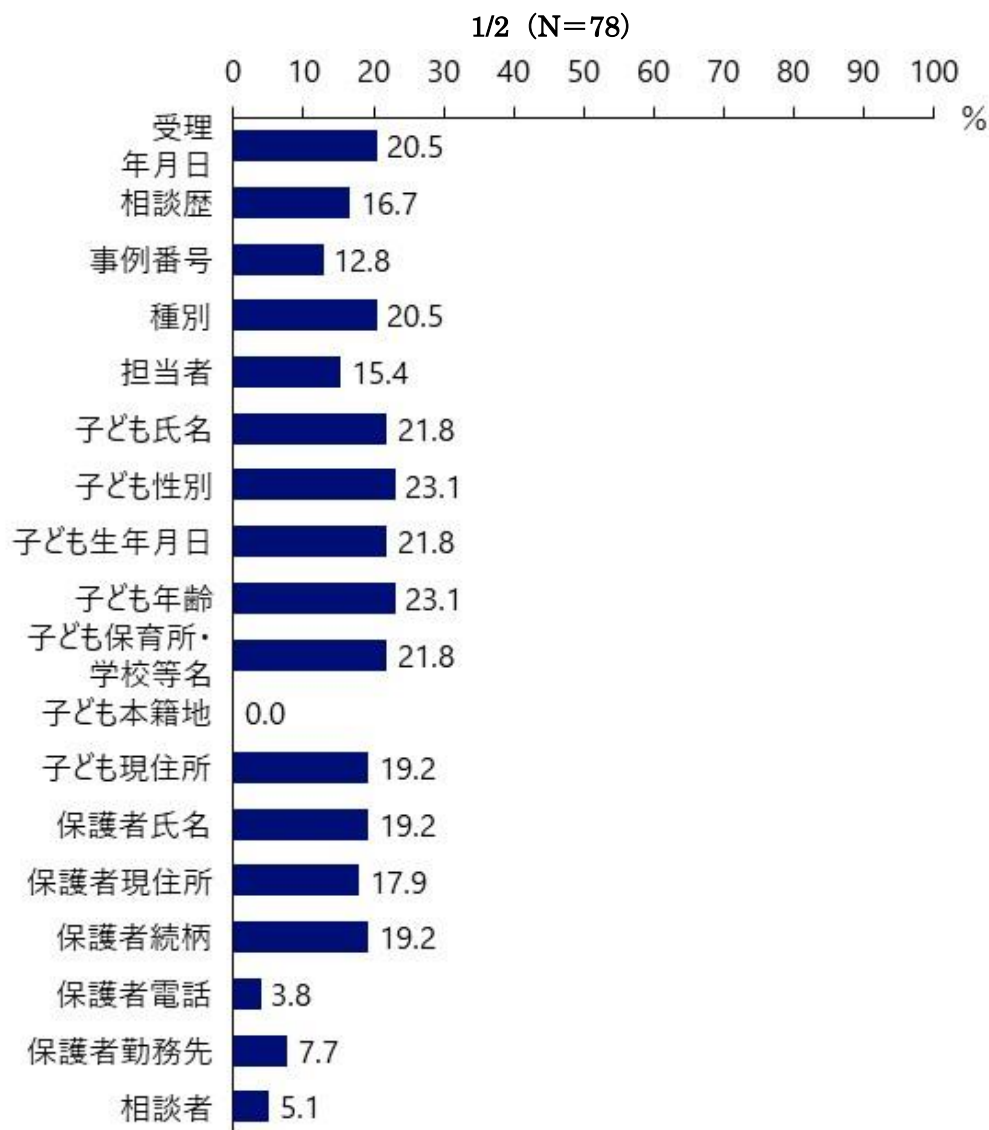
図表 19 要保護児童対策地域協議会（実務者会議）にて紙媒体で共有している場合の、
会議終了後の紙の取り扱い 2/2 (N=78)



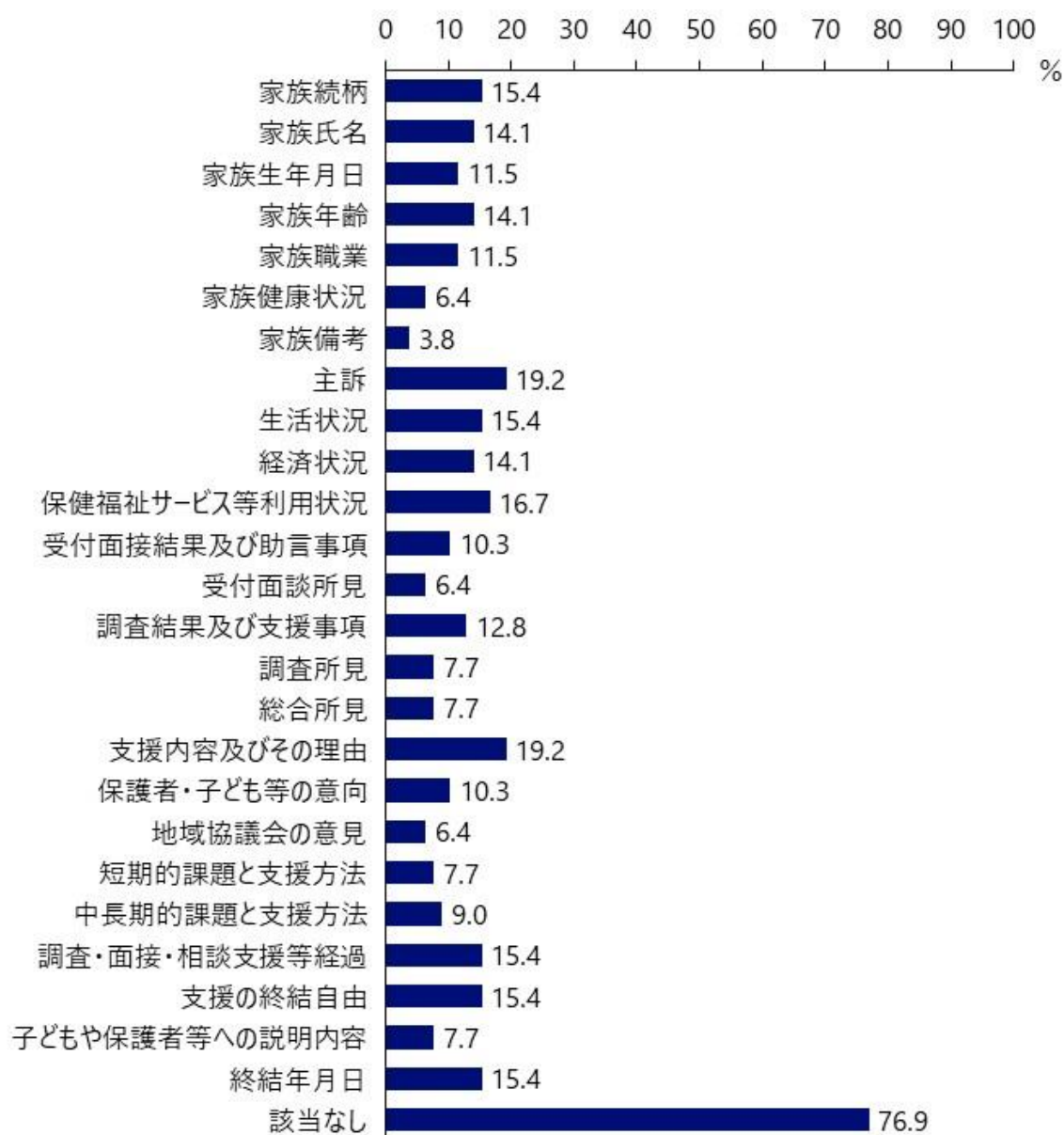
(5) 要保護児童対策地域協議会(実務者会議)にて電子媒体で共有している項目

下表は、要保護児童対策地域協議会(実務者会議)にて、自治体に参加関係機関に対して、電子媒体にて情報提供している項目内容である。電子媒体で共有していると回答した自治体数は多くの項目において 20%程度であり、紙媒体での情報共有に比して、全体的に電子媒体での情報共有が進んでいない状況が読み取れる。

図表 20 要保護児童対策地域協議会(実務者会議)にて電子媒体で共有している項目



図表 21 要保護児童対策地域協議会（実務者会議）にて電子媒体で共有している項目
2/2 (N=78)



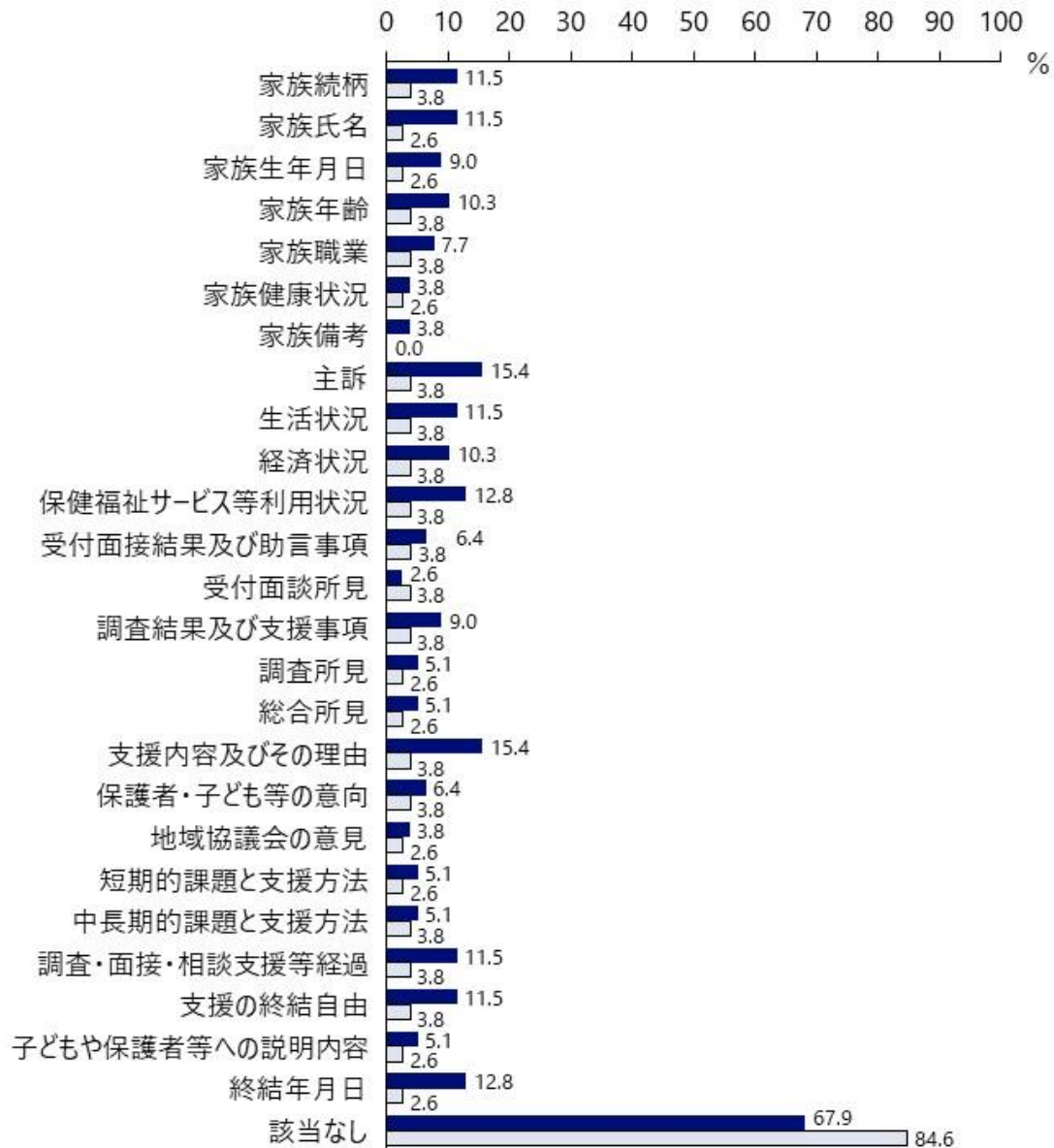
(6) 要保護児童対策地域協議会(実務者会議)にて電子媒体で共有している場合の、共用方法

下表は、要保護児童対策地域協議会(実務者会議)にて、自治体に参加関係機関に対して、電子媒体で情報提供している場合の共有方法である。電子媒体における共有方法の大半はメールにおける送付であることがわかった。

図表 22 要保護児童対策地域協議会(実務者会議)にて電子媒体で共有している場合の
共用方法 1/2 (N=78)



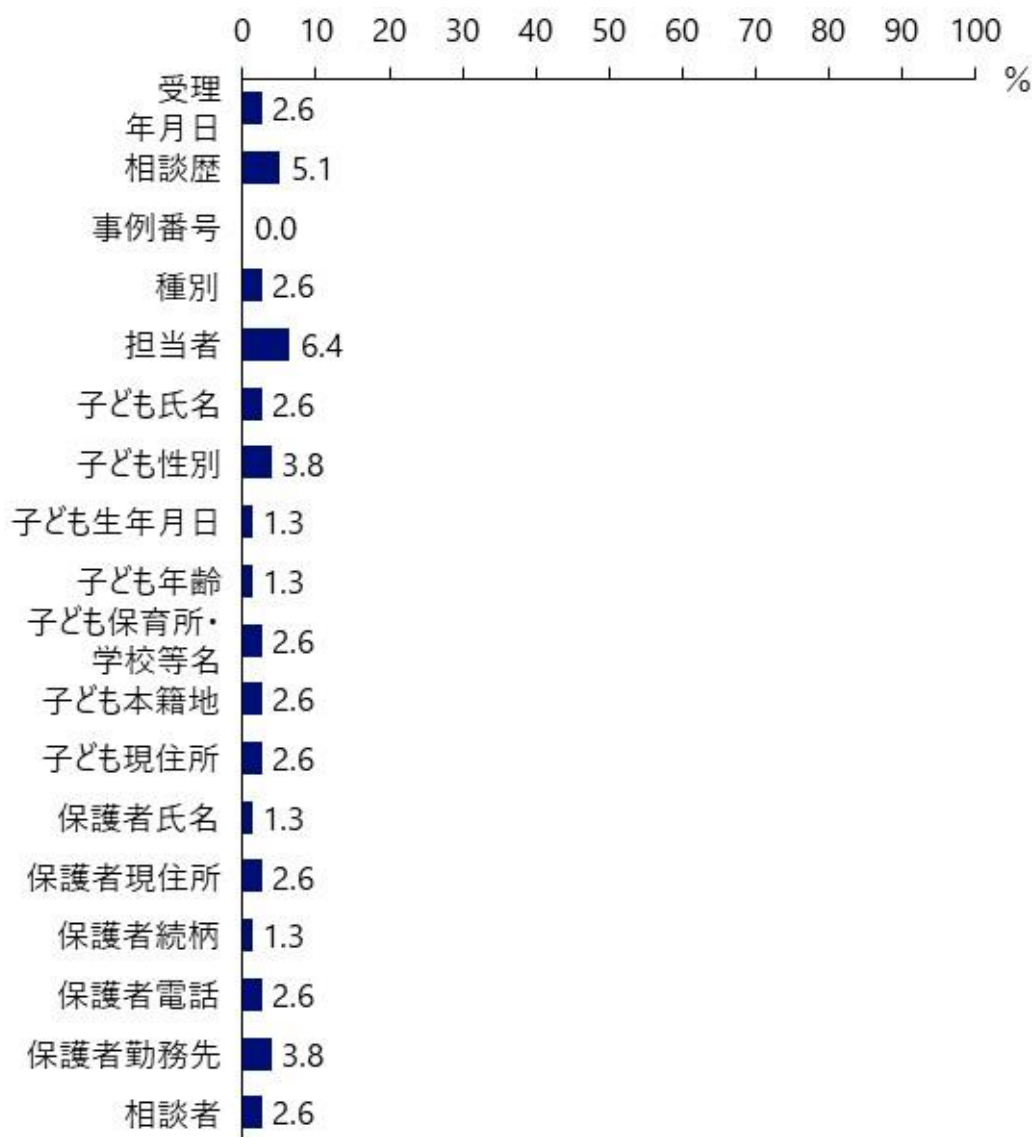
図表 23 要保護児童対策地域協議会（実務者会議）にて電子媒体で共有している場合の
共用方法 2/2 （N=78）



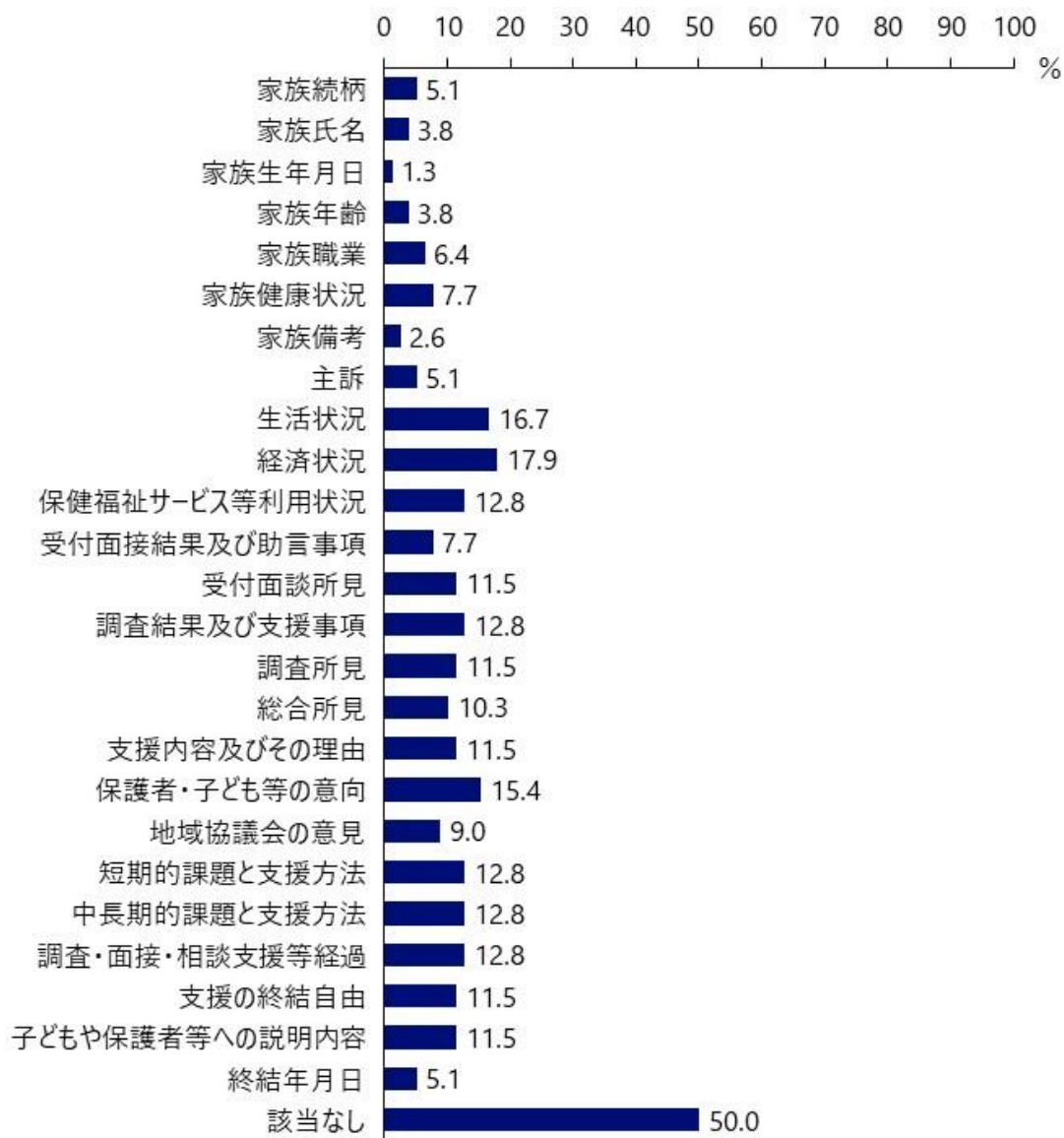
(7) 要保護児童対策地域協議会(実務者会議)にて口頭のみで共有している項目

下表は、要保護児童対策地域協議会(実務者会議)にて、自治体が参加関係機関に対して、口頭のみで情報提供している項目内容である。全体的に口頭のみで共有していると回答する自治体は少ない傾向にあったが、生活状況(16.7%)や経済状況(17.9%)、保護者・子ども等の意向(15.4%)等、ケースの詳細に踏み込んだ内容については、口頭のみで共有する自治体が比較的多い傾向にあった。

図表 24 要保護児童対策地域協議会(実務者会議)にて口頭のみで共有している項目
1/2 (N=78)



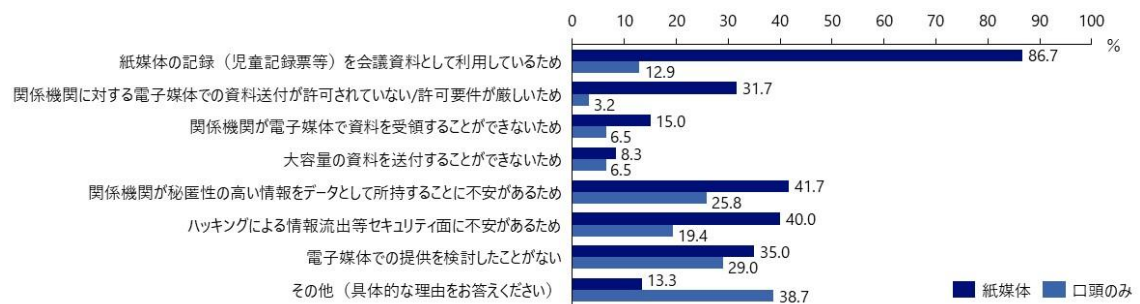
図表 25 要保護児童対策地域協議会（実務者会議）にて口頭のみで共有している項目
2/2 (N=78)



（８）紙媒体もしくは口頭のみで情報提供している理由

下表は、要保護児童対策地域協議会（実務者会議）にて、自治体が紙媒体もしくは口頭のみで情報提供している場合に、当該共有方法を利用し、電子媒体での共有を行っていない理由について聴取した結果である。もっとも多い回答は、「紙媒体の記録（児童記録票等）を会議資料として利用しているため」（紙媒体で共有している自治体の 86.7%）であり、ケースに関する情報管理が主に紙媒体にて行われている実態がわかった。

図表 26 紙媒体もしくは口頭のみで情報提供している理由
（紙媒体：N=78、口頭のみ：N=31）

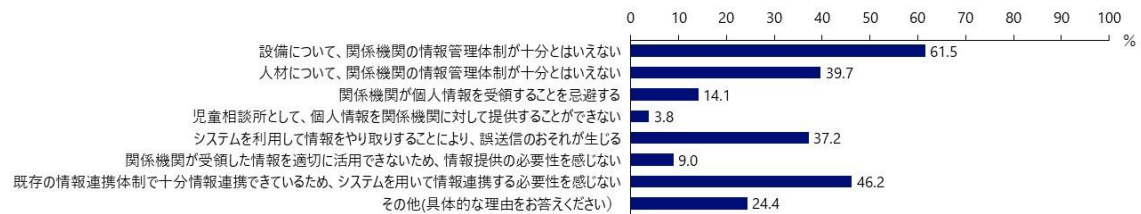


支援方針等の項目は紙媒体に入れているが、記載容量の限度もありそれ以外の経過等の詳細は口頭で報告している。
秘匿性の高い情報であり容易に提供するものではない。関係機関とは密に連携しており提供する必要もない。
紙媒体の提供は書式があり、書式に含まれないものは、必要に応じて、口頭で提供している。
会議後回収するため。
①電子媒体を用いる関係先と、紙媒体を用いる関係先とが混在している。②口頭で足りるため。
終結の方針も含めて経過を共有しており、終結した後に改めてデータを共有する理由がない
紙媒体に記載のない情報について、必要な場合は口頭説明しているため。
関係機関のケース数によっては紙媒体の提供で十分であるため
市内の小中学校等には紙媒体と同じ内容のものを電子媒体でも提供している。
終結事由、終結年月日については、会議で各機関と協議の上、決定しており、内容を共有することが出来ているため。
仮にデータで事前送付したとしても、会議当日に紙媒体を各自印刷して持参し、その用紙にメモ等を取ることが容易に想像できるため。
紙媒体で共有している項目はすべて電子媒体でも共有している。
現在の会議資料の様式にない項目は口頭での提供としているため一様式変更予定
資料が一覧表形式であり、口頭説明のみの項目は、案件ごとに必要に応じて口頭説明している。
紙媒体に記載する内容を定めており、それ以外は口頭で補足。
すべてを紙媒体に落とし込むには情報が膨大であるため
順次電子媒体に移行中

（９）情報共有システムを用いて情報共有する際の課題

下表は、情報共有システムを用いて情報共有する際の課題について、聴取した結果である。最も多い回答としては、「設備について、関係機関の情報管理体制が十分とはいえない」（61.5％）という回答であった。次点で多い回答としては、「既存の情報連携体制で十分情報連携できているため、システムを用いて情報連携する必要性を感じない」（46.2％）であり、その他「システムを利用して情報をやり取りすることにより、誤送信のおそれが生じる」（37.2％）など、自治体側のヒューマンエラーを危惧する回答も少なくなかった。

図表 27 情報共有システムを用いて情報共有する際の課題
(N=78)



秘匿性の高い情報であり容易に提供・共有するものではない。文字のみを見て状況を誤認する可能性もあり、家庭支援に重大な影響が生じるおそれがある。
要対協管理の開始、登録方法、終了について全国共通の基準がない。
情報共有システムは、日々の記録を入力できず、他システムを併用する必要があるため、職員負担が増える。
必要以上の情報を共有することにより、個人情報の取り扱いに問題が生じる可能性があるため。
システムやパソコン操作ができる者が限られている。
1 機関でも別の方法を使用するとプラットフォームとして機能しなくなるため、法に記載しすべからく利用するルールを設ける等強い措置が必要
情報を随時システムへ入力することの手間を感じる。
情報提供の可否・要否をシステムで一律に又はきめ細かく決めることができない。
システム導入・運用開始時期に自治体によってバラつきがあるため、既存の情報連携体制を継続している。
既存システムがあるため、二重での管理となり事務負担が発生する
関係機関にLGWAN回線を引くことができないため、LGWANを前提とした本システムの活用はできない。
現在使用しているシステムが児童相談に特化したものでなく、共有システムへのデータアップロードが困難であるため。
導入・運用にかかる費用。住民基本台帳や福祉情報など既存システムとの連携の難しさ。
特になし。
ネットワークに接続していない独立したシステムを使用しているため、LGWANを利用してのデータ提供が困難。
関係機関がシステムを利用した情報連携について許可されていないため
児童相談所が積極的な活用をしておらず、警察各署が電子データの受領について実施していないため。
共有先の具体的な想定が分からないため、回答が難しい
システムの操作が難しく、既存の紙媒体でのやり方から抜け出せない。児相の情報を各区が共有できない。児相と各区の間で、共有可能とする範囲の考え方に相違がある。

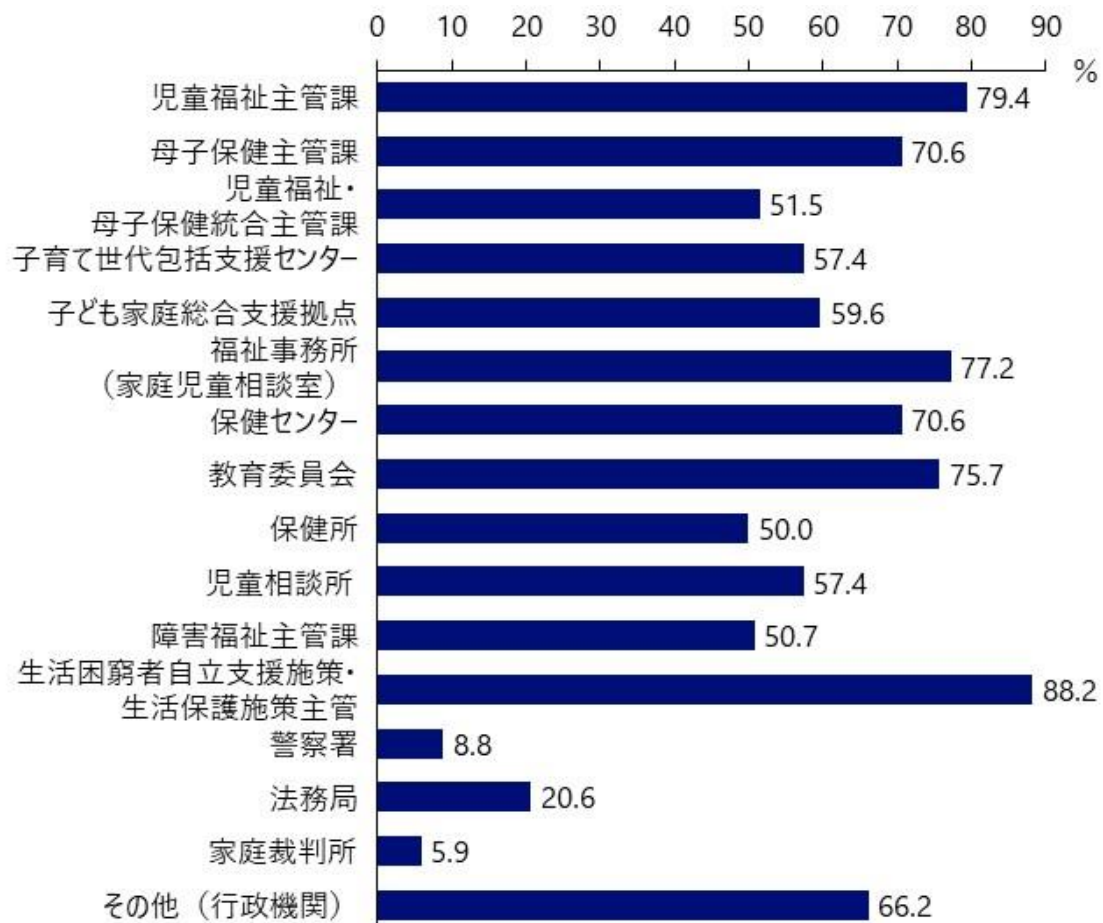
3. 調査結果（児相相談所アンケート）

（1）情報共有を重視している関係機関

下表は、児童相談所として情報共有を重視している行政関係機関についての調査結果である。情報共有を重視していると回答した児童相談所が最も多かった行政関係機関は、生活困窮者自立支援施策・生活保護施策主管が 88.2%と最も多く、続いて児童福祉主管課が 79.4%となっていた。また、要保護児童対策地域協議会への参加割合も高かった教育委員会については、児童相談所も情報共有を重視する傾向がみられ、75.7%の児童相談所が情報共有を重視していると回答した。

図表 28 情報共有を重視している関係機関：行政機関

(N=136)

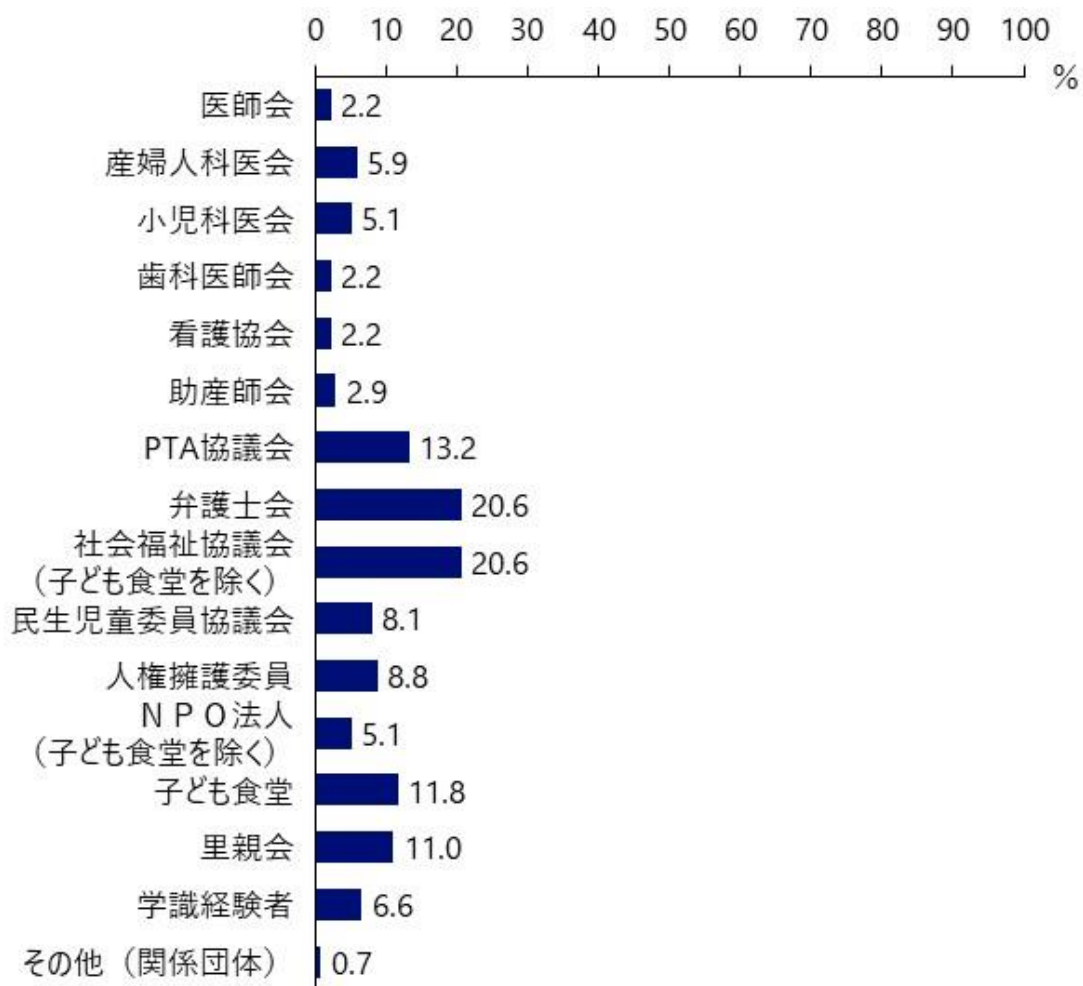


下表は、児童相談所として情報共有を重視している、行政以外の関係機関についての調査結果である。情報共有を重視していると回答した児童相談所が多かった行政以外の関係機関は、保育所(80.1%)、幼保連携型認定こども園(82.4%)、幼稚園(86.0%)、小学校(86.0%)、中学校(77.2%)と教育関係機関が多く、要保護児童対策地域協議会(実務者会議)への参加機関と同様の傾向を示していた。また、要保護児童対策地域協議会(実務者会議)への参加割合はあまり高くないが、情報共有を重視する児童相談所が多い行政以外の関係機関としては、病院・診療所(61.0%)や乳児院(61.8%)などがあげられていた。

図表 29 情報共有を重視している関係機関：行政機関以外
1/2 (N=136)



図表 30 情報共有を重視している関係機関：行政機関以外
2/2 (N=136)

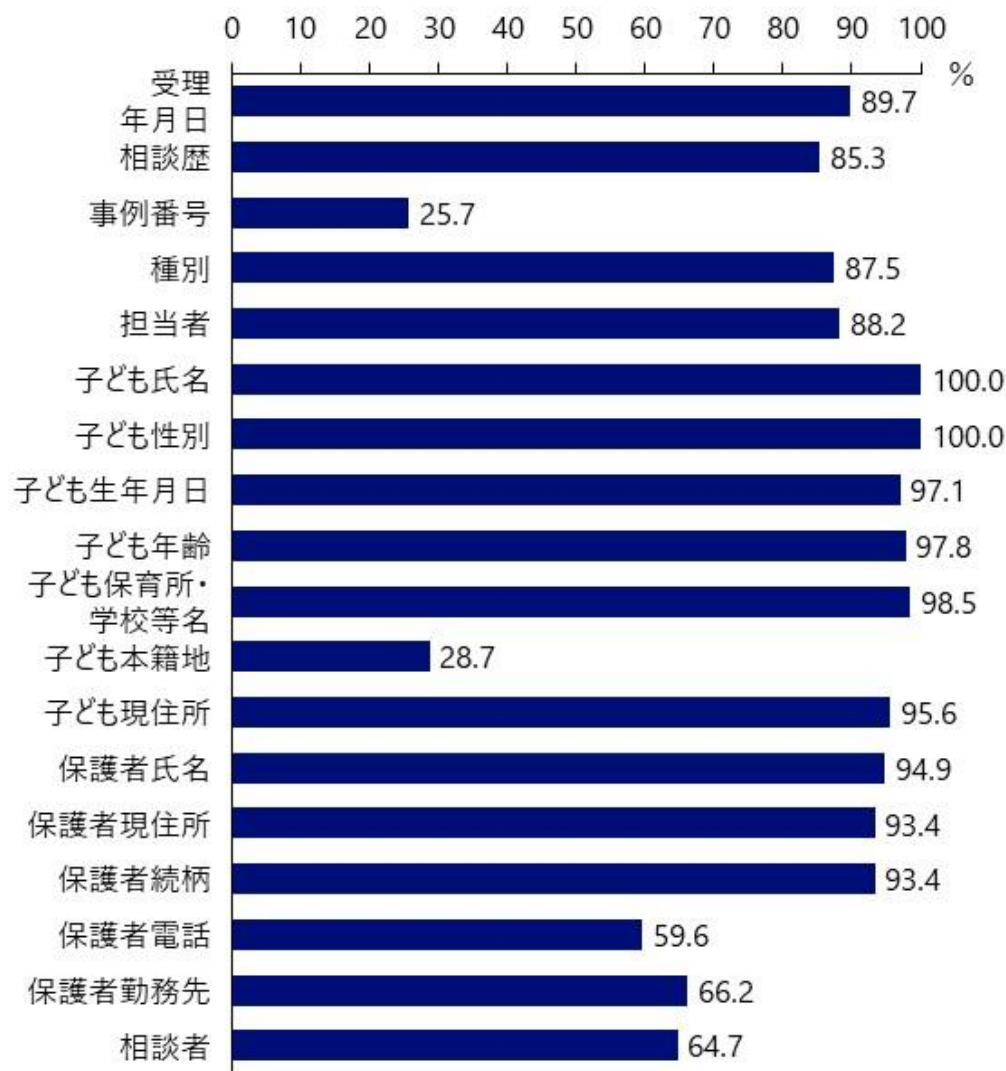


(2) 関係機関に対して共有している項目

下表は、児童相談所として情報共有を重視している関係機関に対して共有している情報の内容を調査したものである。児童相談所から関係機関に対して情報共有する際には、誰のケースかが特定できるよう、すべての児童相談所が子ども氏名(100%)及び子ども性別(100%)の情報を共有していることがわかった。そのほかにも、主訴(97.1%)や支援内容及びその理由(89.7%)などケース内容にかかわる項目を中心に、詳細な情報共有が行われていることがわかった。

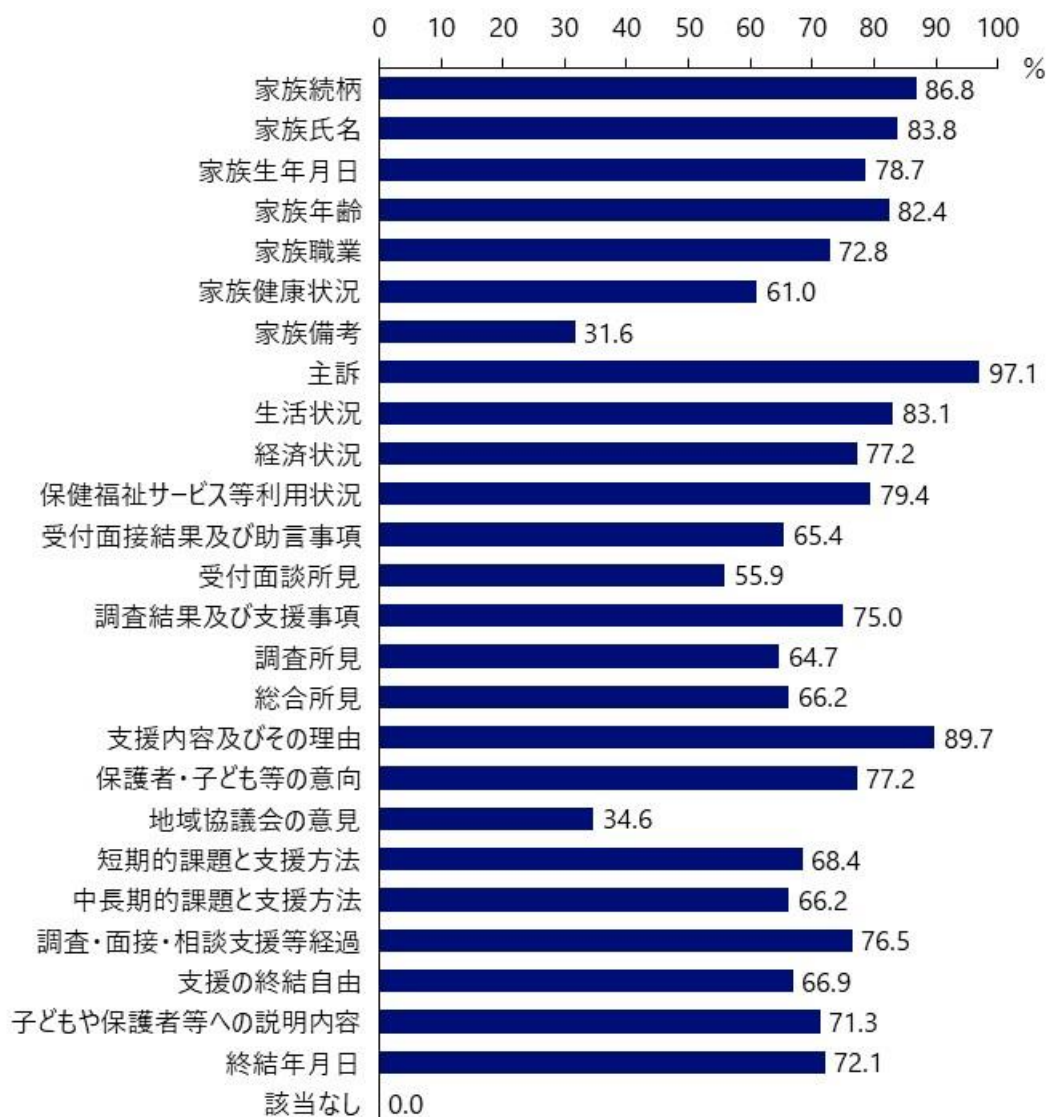
図表 31 関係機関に対して情報共有している項目

1/2 (N=136)



図表 32 関係機関に対して情報共有している項目

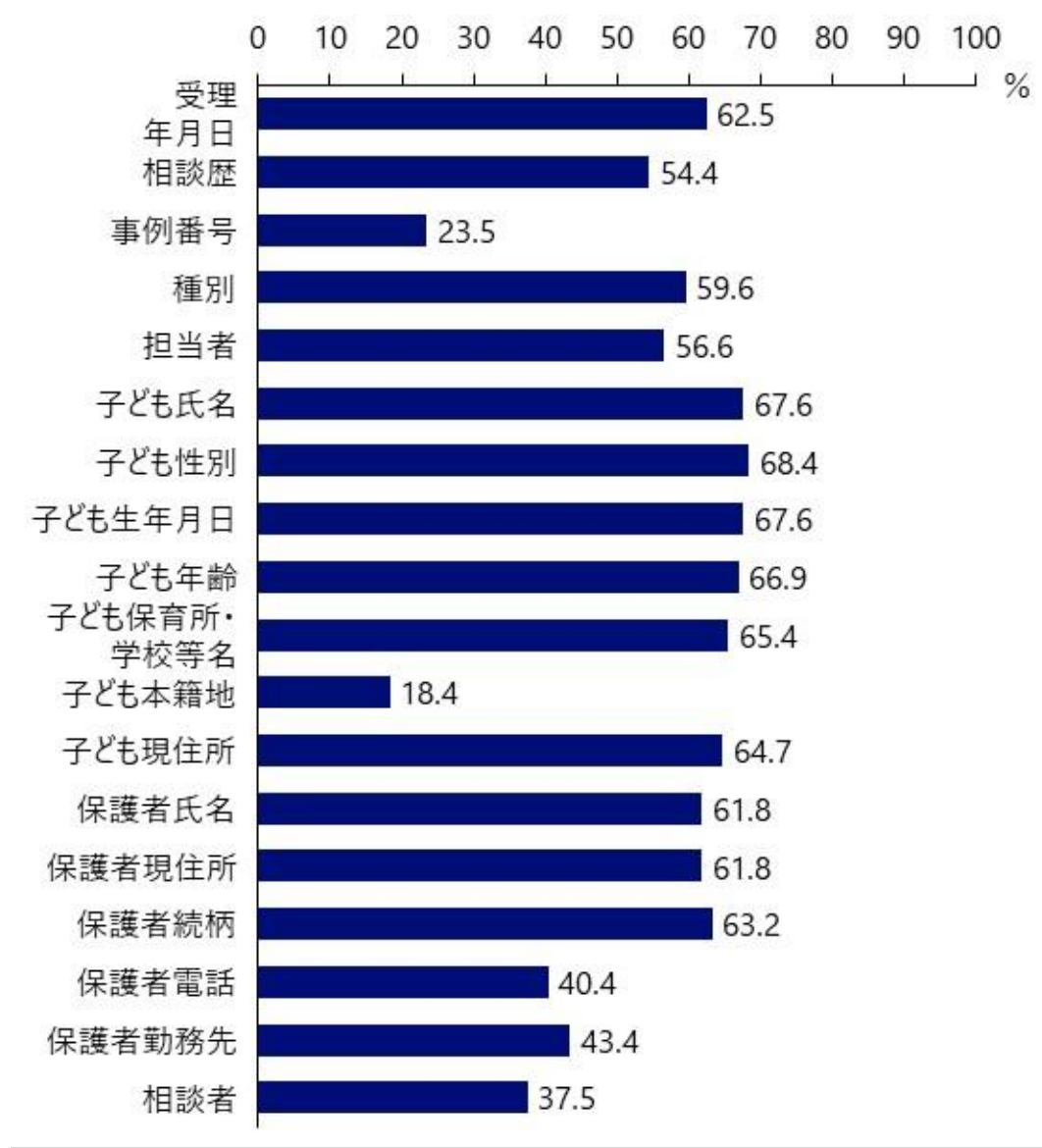
2/2 (N=136)



(3) 紙媒体で情報共有している項目

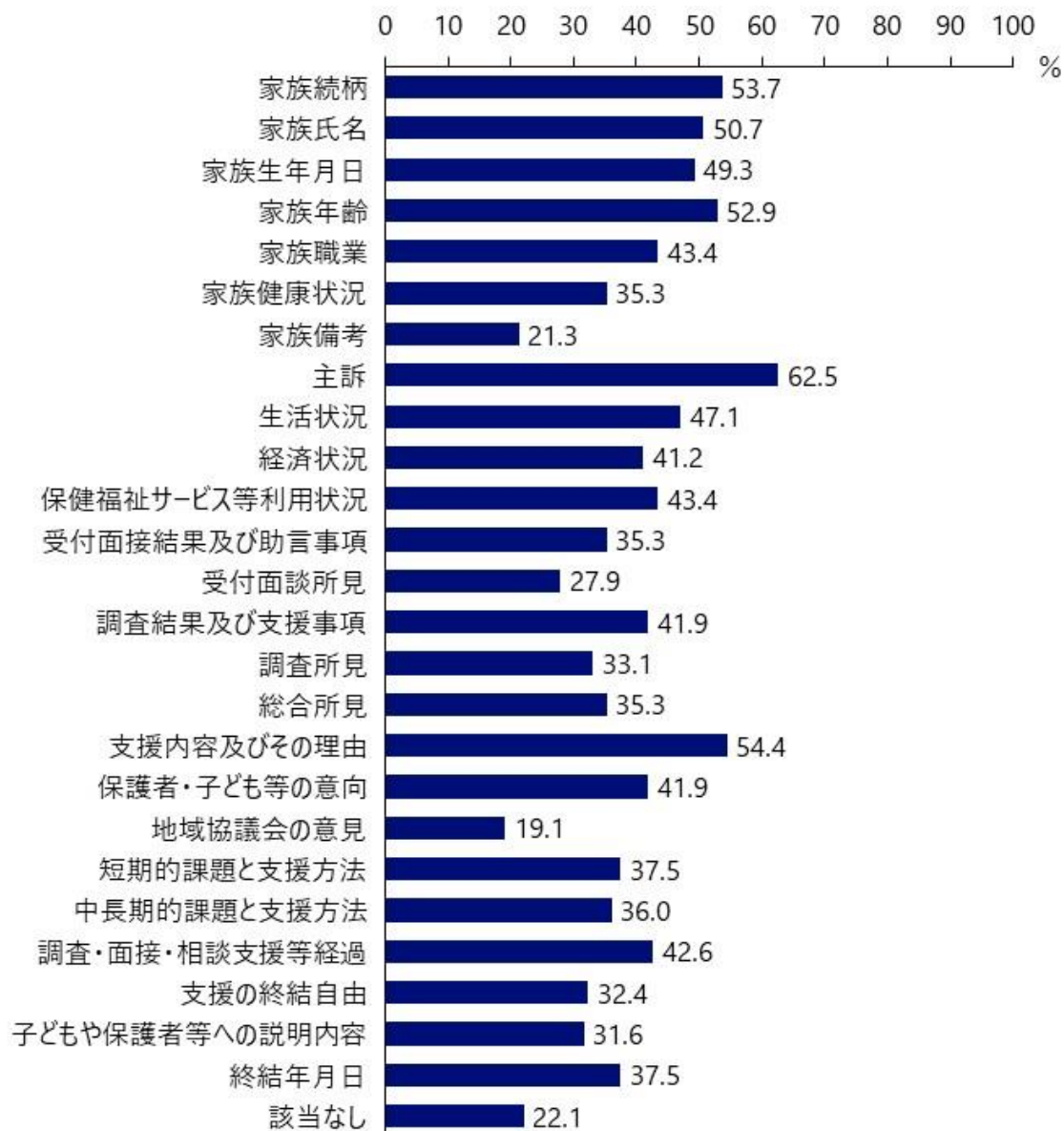
下表は、児童相談所として情報共有を重視している関係機関に対して共有している情報について、情報共有方法を調査したものである。多くの項目において紙媒体で情報共有している児童相談所は60%～70%程度であり、すべての児童相談所が共有を行っている子ども氏名及び子ども性別についても、紙媒体で共有している児童相談所が70%弱であることから、70%弱の児童相談所は紙媒体で関係機関との情報共有を行っていることがわかった。

図表 33 紙媒体で情報共有している項目
1/2 (N=136)



図表 34 紙媒体で情報共有している項目

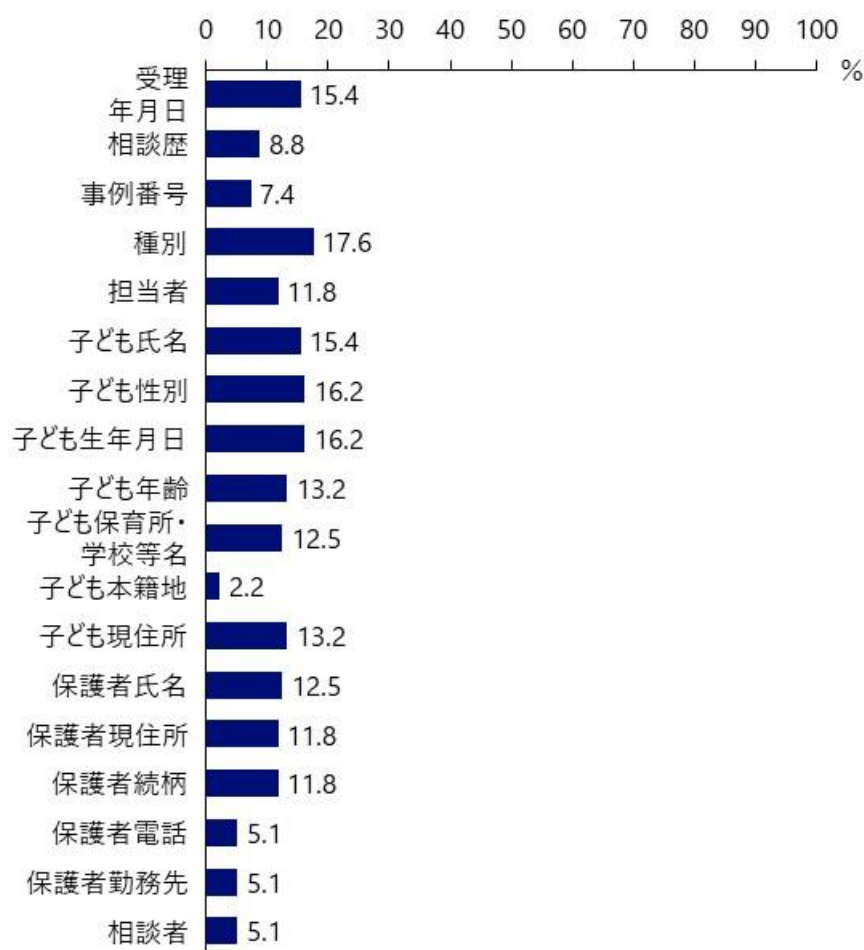
2/2 (N=136)



(4) 電子媒体で情報共有している項目

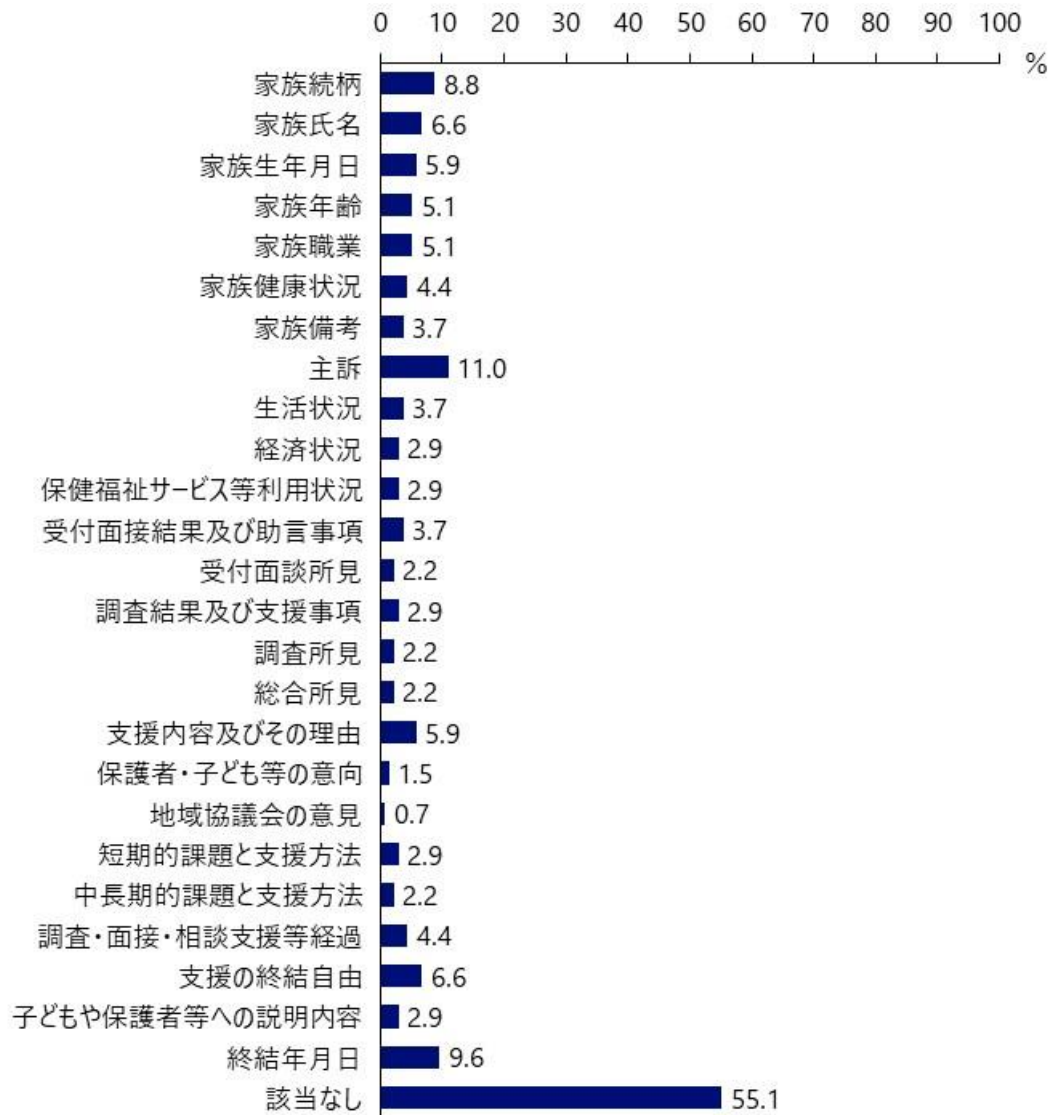
下表は、児童相談所として情報共有を重視している関係機関に対して共有している情報について、情報共有方法を調査したものである。電子媒体（e-mail 等）で共有している自治体は、もっとも多い項目でも 17%程度と、紙媒体に比してかなり少ないことがわかった。

図表 35 電子媒体で共有している項目
1/2 (N=136)



図表 36 電子媒体で共有している項目

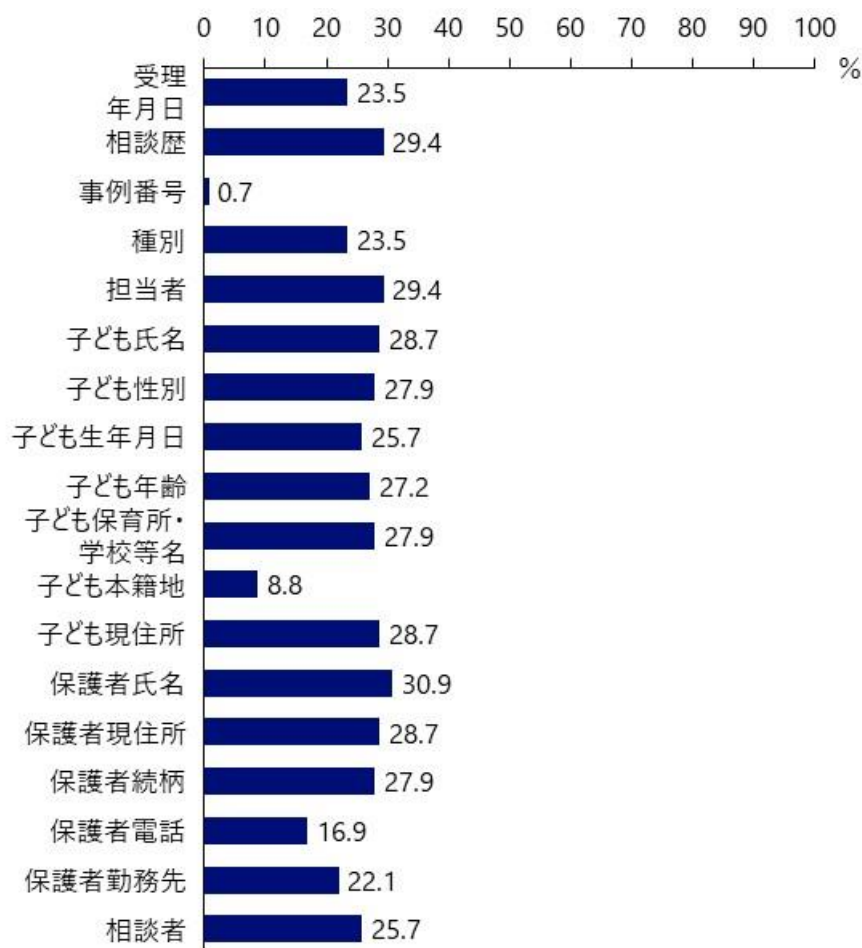
2/2 (N=136)



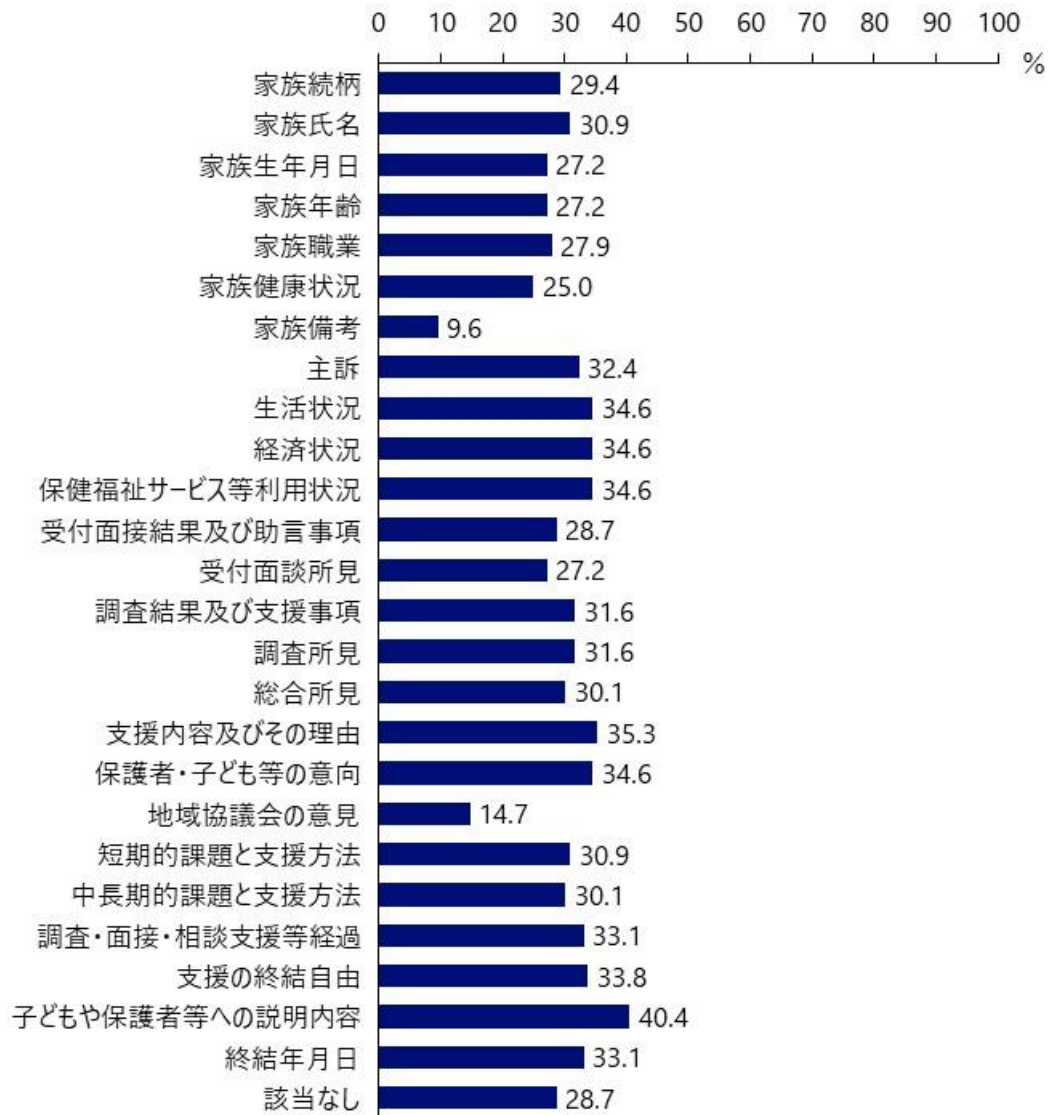
(5) 口頭のみで共有している項目

下表は、児童相談所として情報共有を重視している関係機関に対して共有している情報について、情報共有方法を調査したものである。口頭のみで共有している自治体は約 30% 程度となっており、口頭での情報共有も実施されていることがわかった。特に、子どもや保護者当への説明内容（40.4%）や支援内容やその理由（35.3%）、保護者・子ども等の意向（34.6%）などのケースの詳細に踏み込んだ内容については、口頭のみでの共有とする自治体も多いことがわかった。

図表 37 口頭のみで共有している項目
1/2 (N=136)



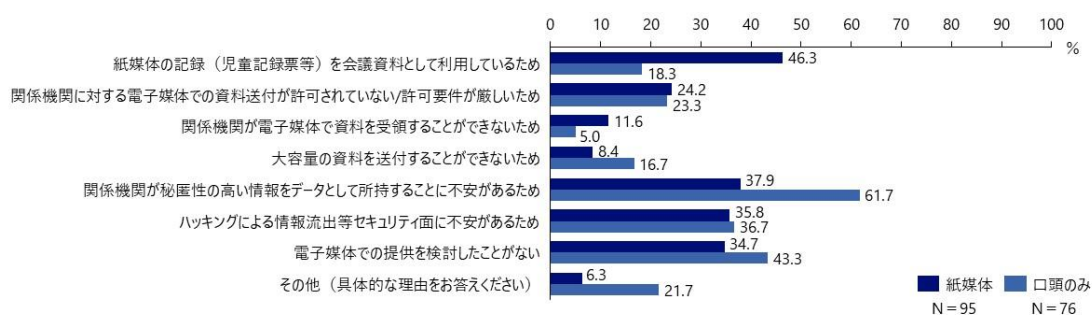
図表 38 口頭のみで共有している項目
2/2 (N=136)



(6) 紙媒体もしくは口頭のみで共有している理由

下表は、紙媒体もしくは口頭のみで情報共有を行っている児童相談所に対して、その理由を聴取したものである。もっとも多い理由としては、口頭のみで情報共有している児童相談所における「関係機関が秘匿性の高い情報をデータとして所持することに不安があるため」(61.7%)であり、要配慮個人情報である情報の取り扱いに対して慎重な姿勢が読み取れる。また、紙媒体で共有している児童相談所においては、「紙媒体の記録（児童記録票等）を会議資料として利用しているため」と回答した児童相談所がもっとも多く、児童記録票の管理が紙媒体を中心に行われている実態がわかった。

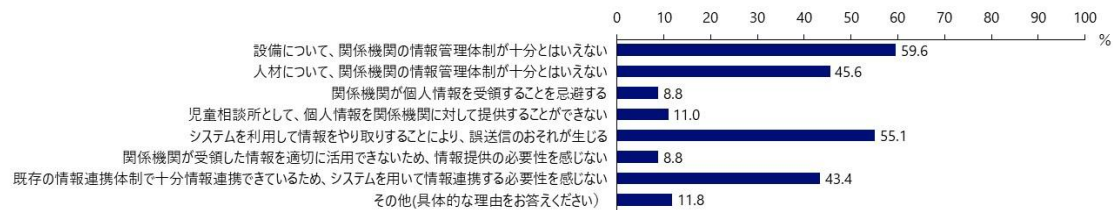
図表 39 紙媒体もしくは口頭のみで情報共有している理由
(紙媒体：N=95、口頭のみ：N=76)



(7) 情報共有システムを用いて情報共有する際の課題

下表は、情報共有システムを用いて情報共有する際の課題について、聴取した結果である。最も多い回答としては、「設備について、関係機関の情報管理体制が十分とはいえない」（59.6％）という回答であった。次点で多い回答としては、「システムを利用して情報をやり取りすることにより、誤送信のおそれが生じる」（55.1％）であり、児童相談所側のヒューマンエラーに対する危惧であった。

図表 40 情報共有システムを用いて情報共有する際の課題
(N=136)



その他の具体的な理由
虐待相談以外の要保護児童の情報を共有するための根拠法令が整備されていないこと。
情報共有は必要だが実際に支援に入る機関に限定すべき。またその機会是个別ケース会議等に限定し、紙資料（要回収すべき）
連携先の関係機関によって事情が異なるため回答困難。
情報共有システムについて、関係市町村内で運用の目的が立っていないところが依然多数ある
情報漏洩や目的外利用のリスク
事務局である市町村から情報提供（紙媒体）されるため
個人情報保護の観点から情報等の漏洩に係るリスクは避けたい
現在実務者会議終了後資料提供している
関係機関に情報を適切に管理してもらえるか不安がある。
既存システムとの連携が無く作業工程が倍増する。また、要保護児童情報共有システムの仕様が人的エラーを防止する仕様となっていない。
本来の相談業務自体の習熟すらままならない状況のなか、システム利用方法の周知徹底は困難。
不必要な情報まで提供することにならないか懸念がある。
労力と効果とが見合ったものとなるか検討が必要
システムの詳細が不明であり、メリット、デメリットの検討が困難。
本府のシステムに入力された情報が要保護児童情報共有システムに即座に反映されるわけではないので、スムーズな作業が困難。

4. 調査結果考察

アンケート分析の結果抽出された課題は図表 41 アンケート分析結果及び要件定義書（案）での反映方針にて取りまとめを行った。

まず、要保護児童等に関する情報共有システムを用いて関係機関との情報共有を実施するにあたっては、関係機関側の情報管理体制の不十分さや市町村・児童相談所側のヒューマンエラーによる情報漏洩について懸念を示す市町村・児童相談所が多いことから、情報の送信側・受信側の双方において情報漏洩対策を行っていく必要がある。

また、アンケート調査の結果、市町村・児童相談所共に紙媒体での情報管理が主流となっているため、関係機関との情報共有についても、紙媒体での情報共有が主流となっている現状が明らかになった。そのため、要保護児童等に関する情報共有システムを用いて関係機関との情報共有を行うにあたっては、まず本システムでの情報管理が主流となるよう、本システムの基盤的利用に向けた利用促進が必要である。

そのほか、現在の要保護児童対策地域協議会における情報共有対象及び情報共有項目については、現状の共有状況を踏まえて、要件定義案に反映する。

図表 41 アンケート分析結果及び要件定義書（案）での反映方針

アンケート分析結果		要件定義書（案）での反映方針	
情報共有にシステムを利用することについて	- 電子媒体での情報共有を行っている自治体は23%、児童相談所は21%と多くはない。 - 電子媒体での情報共有を行っていない自治体の87%は、記録管理が紙媒体で実施されていることを理由にあげている。 - 情報共有システムを用いた情報共有に対して、半数以上の児童相談所が、①関係機関側の情報管理体制の不十分さ（60%弱）、②児童相談所側のヒューマンエラー（誤送信）による情報漏洩（54%）について、懸念を示す。 - また、現在の情報連携体制で十分情報連携できているため、システムを用いて情報連携する必要性を感じていない児童相談所も4割程度存在。		- 紙媒体の児童記録票を原本とする場合、情報共有システム上の児童記録票よりも、紙媒体の児童記録票の方が情報が最新かつ豊富となる。多くの児童相談所は紙媒体の児童記録票を原本としているため、情報共有システムを用いた情報連携には、共有できる内容の面から一定の限界がある。新たに追加する情報連携機能の活用には、情報共有システムの活用促進が必要。 - 個人情報漏洩リスクについては、以下の対応策が考えられる。 送信側：誤送信防止機能/送信ログの記録 受信側：受領データのダウンロード・コピー禁止/閲覧者の限定 ただし、システムでの対応には限度があるため、関係機関に対して要配慮個人情報の取り扱いに関する講習を実施する等、運用面での対応が必須となる。
	- 要対協（実務者会議）の参加機関は、主管機関、児童相談所を含め、平均15機関。 - そのうち、行政機関以外の関係機関は、平均6機関。		- 情報共有システムを用いて情報共有する機関は、最低でも30機関程度登録可能とする必要がある。 - LGWAN網にアクセスできない行政機関以外の関係機関にも情報提供が行われているため、LGWAN回線外からアクセスできるシステムが必要となる。
情報共有対象・内容	- 要対協で共有されている項目のうち、100%すべての自治体で共有されている項目はない。 - 一方、児童相談所が関係機関に情報共有する際は、子どもの氏名及び性別が必ず共有されている。		自治体及び児童相談所にて、任意に共有項目を選択できる方式とする。

第4章

システム要件の検討

1. システム要件の検討

1-1 システムとして求められる機能の全体像

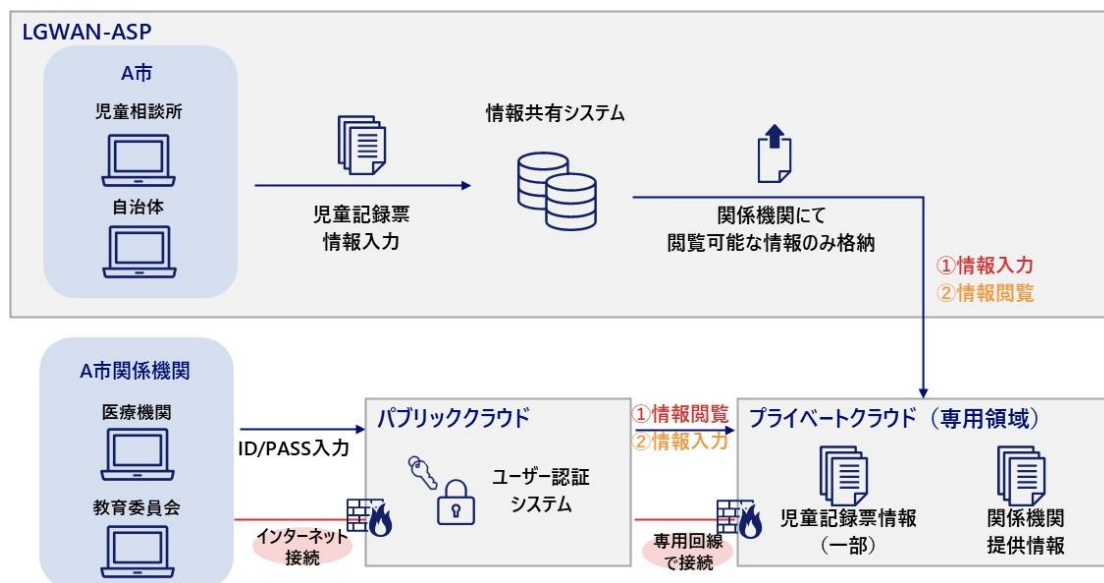
児童虐待への対応に当たっては、様々な関係機関と緊密に連携することが重要であることから、この情報共有システム（LGWAN ASP）を活用し、児童相談所と市町村が他の関係機関（医療機関、学校、保育所、幼稚園等）と、より円滑に情報共有を行うことができる仕組みを検討することが求められている。また、情報共有にあたっては、市町村・児童相談所から関係機関に対する情報共有だけでなく、関係機関側から市町村・児童相談所に対する情報共有も可能な双方向の情報共有が求められていることは、第2章の論点2にて検討した通りである。これらの検討論点を踏まえると、要保護児童等に関する情報共有システムを用いた関係機関との情報共有の仕組みは、図表42 要保護児童等に関する情報共有システムを用いた

関係機関との情報共有の仕組みのようになる。

求められる機能は、主に以下の2つの機能であり、それぞれの詳細については後述する。

- ① 市町村・児童相談所から関係機関に対する情報共有
(市町村・児童相談所による情報アップロード及び関係機関による情報閲覧)
- ② 関係機関から市町村・児童相談所に対する情報共有
(関係機関による情報アップロード及び市町村・児童相談所による情報閲覧)

図表 42 要保護児童等に関する情報共有システムを用いた
関係機関との情報共有の仕組み



1-2 市町村・児童相談所から関係機関に対する情報共有

市町村・児童相談所から関係機関に対する情報共有とは、市町村・児童相談所が関係機関に対して児童記録票に記載されている情報を開示する行為であり、システム化にあたっては以下の2つの機能が主に必要となる。

- ① 市町村・児童相談所が要保護児童等に関する情報共有システム内に格納した児童記録票情報の中から、関係機関に情報閲覧を許可する情報を抜粋・専用領域にアップロードし、関係機関に対して開示する
- ② 関係機関が、専用領域にアップロードされた情報を閲覧する

①に関しては、図表 41 アンケート分析結果及び要件定義書（案）での反映方針にて検討したアンケート結果を踏まえて、情報の誤送信を防止する機能の検討を行っている。

【要件定義案】

1. 関係機関は、登録端末から、専用領域にアクセスすること。
2. 関係機関は専用領域に、児童相談所・自治体に対して提供したい情報をアップロードできる。
3. 関係機関がアップロードできる情報の形式は、テキストデータおよび画像データのみとすること。
4. 関係機関は、情報をアップロードする際に、情報提供先を選択すること。選択できる情報提供先は、同一都道府県内の児童相談所及び市区町村に限る。
5. 関係機関は情報をアップロードする際に、氏名、性別、生年月日、住所の4情報のうち、1つ以上の情報を記入すること。
6. 専用領域へのアップロードを実施する前に、閲覧を許可する情報及び関係機関を再度確認させ、誤送信を防止する機能を備えること。
7. 専用領域に情報がアップロードされると、当該情報は14日間、専用領域に保存され、その後自動的に削除されることとする。
8. 専用領域にアップロードした情報は、任意のタイミングでアップロード者により、削除できる。
9. 専用領域に情報がアップロードされると、閲覧を許可された児童相談所もしくは市区町村に対して、メールで閲覧可能となった旨の通知が行われること。

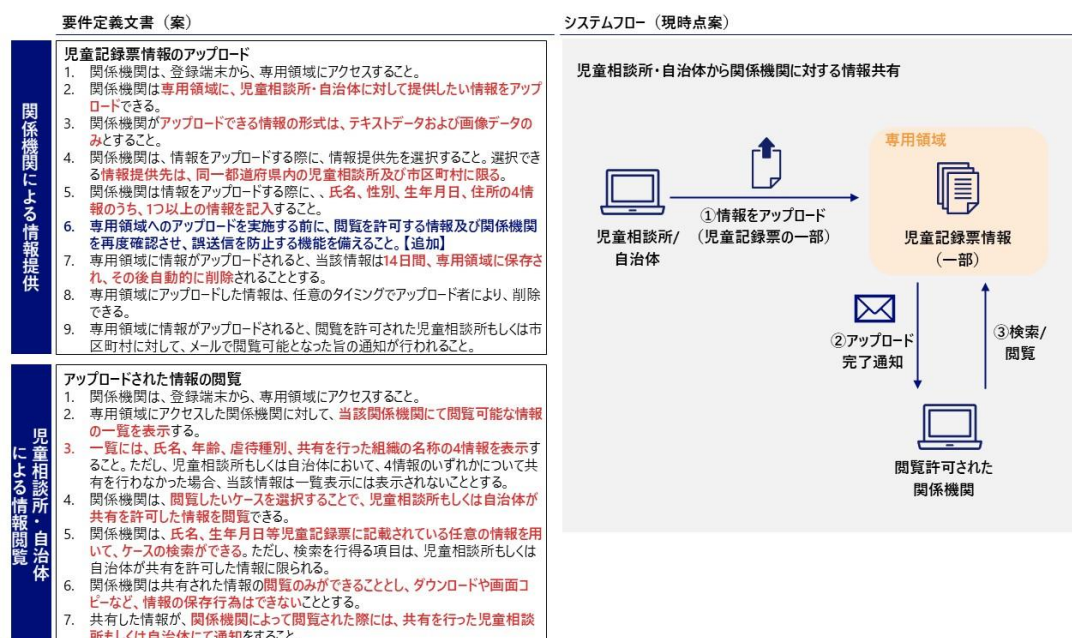
②に関しては、論点2における検討を踏まえ、関係機関による情報のダウンロードや画面コピーを防止する機能の検討を行っている。

【要件定義案】

1. 関係機関は、登録端末から、専用領域にアクセスすること。
2. 専用領域にアクセスした関係機関に対して、当該関係機関にて閲覧可能な情報の一覧を表示する。
3. 一覧には、氏名、年齢、虐待種別、共有を行った組織の名称の4情報を表示すること。ただし、児童相談所もしくは自治体において、4情報のいずれかについて共有を行わなかった場合、当該情報は一覧表示には表示されないこととする。
4. 関係機関は、閲覧したいケースを選択することで、児童相談所もしくは自治体が共有を許可した情報を閲覧できる。
5. 関係機関は、氏名、生年月日等児童記録票に記載されている任意の情報をを用いて、ケースの検索ができる。ただし、検索を行得る項目は、児童相談所もしくは自治体が共有を許可した情報に限られる。
6. 関係機関は共有された情報の閲覧のみができることとし、ダウンロードや画面コピーなど、情報の保存行為はできないこととする。
7. 共有した情報が、関係機関によって閲覧された際には、共有を行った児童相談所もしくは自治体にて通知をすること。

図表 43 市町村・児童相談所から関係機関に対する情報共有は、上記2つの機能を図示したものである。

図表 43 市町村・児童相談所から関係機関に対する情報共有



1-3 関係機関から市町村・児童相談所に対する情報共有

市町村・児童相談所から関係機関に対する情報共有とは、市町村・児童相談所が関係機関に対して児童記録票に記載されている情報を開示する行為であり、システム化にあたっては以下の2つの機能が主に必要となる。

- ① 関係機関が、市町村・児童相談所に提供する情報を専用領域にアップロードする
- ② 市町村・児童相談所が、専用領域にアップロードされた情報を閲覧・保存する

①に関しては、第4章1-2における検討と同様、図表 41 アンケート分析結果及び要件定義書（案）での反映方針を踏まえて、情報の誤送信を防止する機能の検討を行っている。

【要件定義案】

1. 児童相談所及び自治体は、所管するケースの児童記録票情報を、専用領域にアップロードすることができる。
2. 専用領域に児童記録票情報をアップロードする際は、閲覧を許可する情報を1つ以上選択すること。
3. 管理者は、アップロードを禁止する情報を設定することができる。
4. 専用領域に児童記録票情報をアップロードする際は、閲覧を許可する関係機関を1つ以上選択すること。
5. 専用領域へのアップロードを実施する前に、閲覧を許可する情報及び関係機関を再度確認させ、誤送信を防止する機能を備えること。
6. 専用領域に情報がアップロードされると、当該情報は14日間、専用領域に保存され、その後自動的に削除されることとする。
7. 専用領域にアップロードした情報は、任意のタイミングでアップロード者により、削除できる。
8. 専用領域に情報がアップロードされると、閲覧を許可された関係機関に対して、メールで閲覧可能となった旨の通知が行われること。

②に関しては、第4章1-2における検討とは異なり、市町村・児童相談所職員の情報収集に関わる工数削減の観点から、関係機関が専用領域にアップロードしたテキストデータ及び画像データをダウンロードし、児童記録票に対して添付できる機能の検討を行っている。

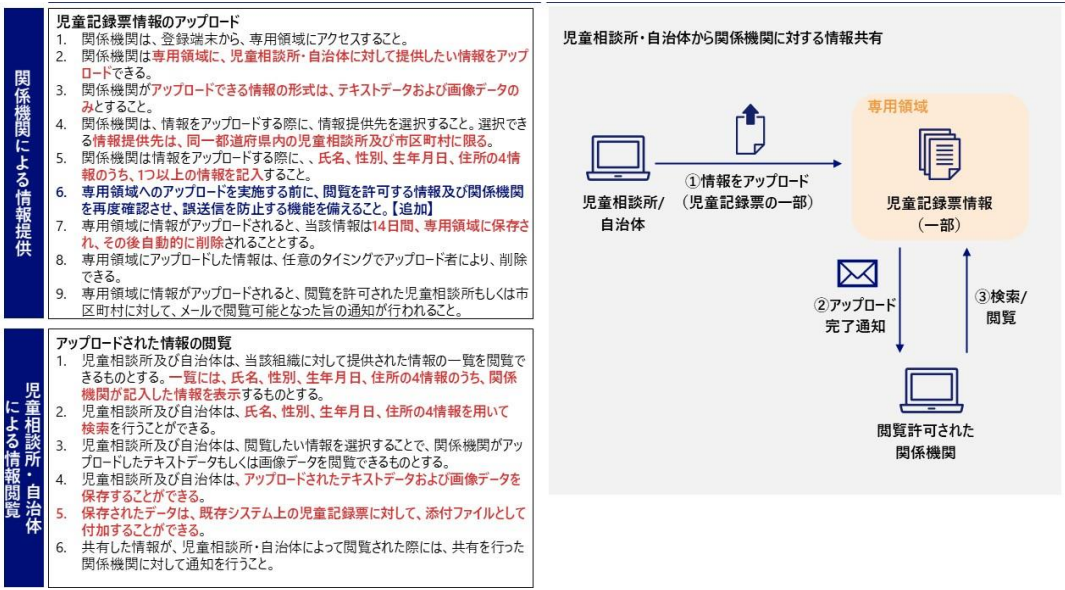
【要件定義案】

1. 児童相談所及び自治体は、当該組織に対して提供された情報の一覧を閲覧できるものとする。一覧には、氏名、性別、生年月日、住所の4情報のうち、関係機関が記入した情報を表示するものとする。

2. 児童相談所及び自治体は、氏名、性別、生年月日、住所の4情報を用いて検索を行うことができる。
3. 児童相談所及び自治体は、閲覧したい情報を選択することで、関係機関がアップロードしたテキストデータもしくは画像データを閲覧できるものとする。
4. 児童相談所及び自治体は、アップロードされたテキストデータおよび画像データを保存することができる。
5. 保存されたデータは、既存システム上の児童記録票に対して、添付ファイルとして付加することができる。
6. 共有した情報が、児童相談所・自治体によって閲覧された際には、共有を行った関係機関に対して通知を行うこと。

図表 44 関係機関から市町村・児童相談所に対する情報共有は、上記2つの機能を図示したものである。

図表 44 関係機関から市町村・児童相談所に対する情報共有



第5章

考察

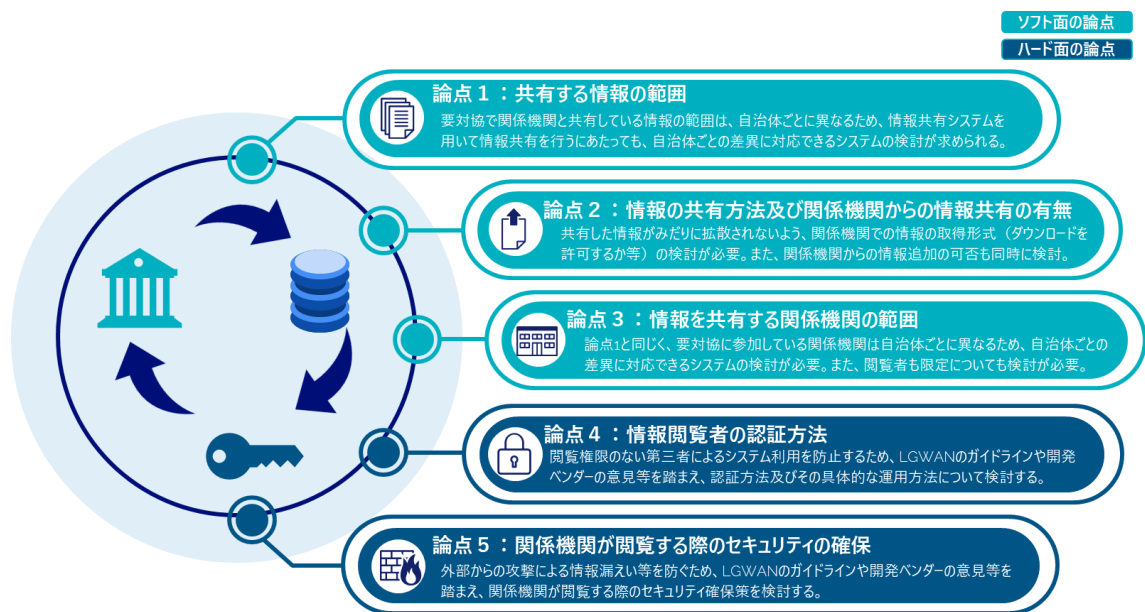
1. 考察

昨今、報道されているような重大な児童虐待事案の多くにおいて、転居前後での担当機関間での情報連携が上手く機能しなかったことがひとつの要因となっている。本年度から要保護児童等に関する情報共有システムの運用が開始されているが、システムを用いて関係機関との情報共有を行うためには、未だ継続的に検討を事項が少なからず残されてきた。

本調査研究事業では、これまでの調査結果を踏まえながら、要保護児童等に関する情報共有システムを活用して関係機関との情報共有を行うために、関係機関と情報共有を行う項目や関係機関がシステムを利用する際の手順等について整理を行った上で、関係機関と情報共有を行うためのシステムの仕様の素案の作成を目的として実施した。

検討に当たっては、下記に示す5つの論点に沿って、当該システムの改修の方向性について考察した。

図表 45 要保護児童等に関する情報共有システムを用いた情報共有に関する検討論点



児童虐待への対応において、児童相談所と市町村の連携は言うまでもなく、そのほかにも多様な関係機関と緊密に連携することは必要不可欠である。要保護児童等に関する情報共有システムを活用し、児童相談所と市町村が医療機関、学校、保育所、幼稚園等の関係機関と、より円滑に情報共有を行うことができる仕組みとして、本調査研究では次図に示すシステム案を導き出した。

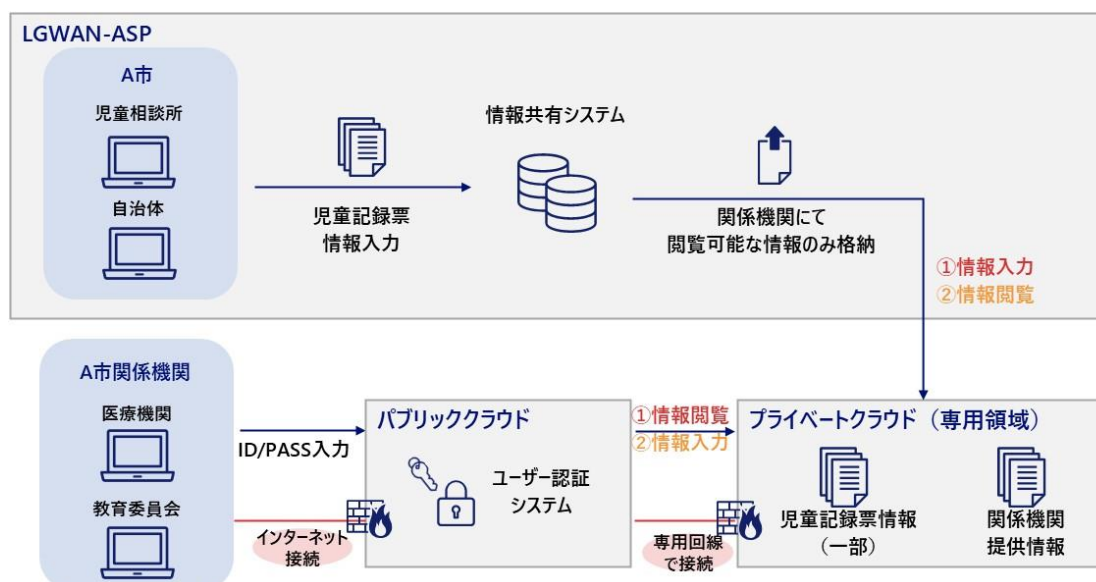
下図の検討案を採用した場合、市町村・児童相談所から関係機関に対する情報共有だけでなく、関係機関側から市町村・児童相談所に対する情報共有も可能であり、情報提供先を拡張する可能性も広がる。第2章においても触れたように、関係機関間における情報流通の

双方向性が求められていることを踏まえ、要保護児童等に関する情報共有システムを用いた関係機関との情報共有の仕組みを検討した。

最終的に、求められる機能としては、主に以下の2つの機能に絞ることとした。検討経緯はこれまでに述べてきた通りである。

- ① 市町村・児童相談所から関係機関に対する情報共有
(市町村・児童相談所による情報アップロード及び関係機関による情報閲覧)
- ② 関係機関から市町村・児童相談所に対する情報共有
(関係機関による情報アップロード及び児市町村・児童相談所による情報閲覧)

図表 46 要保護児童等に関する情報共有システムを用いた関係機関との情報共有の仕組み



最後に、本調査研究では、当該システムの活用に向けた仕様書案の作成までに至っているが、令和3年度時点では、SNSを活用した189の普及や、AIを活用した児童虐待リスクの判定など、厚生労働省において複数のシステムを用いた、児童福祉領域における業務負荷の軽減が図られようとしている。要保護児童等に関する情報共有システムは、これからも児童虐待の防止という至上命題への対処に向けたインフラシステムのひとつとしてその基盤を構成するものとする。関係機関との円滑な連携の実現に向け、システムそのものの改善が図られつつあるが、並行してこうしたシステムやツールを採り入れた新しい業務体系・運用の再構築が早期に図られる必要がある。これらの積み残し課題については、令和4年度以降でも継続的な検討を要するものと考えられる。

今後は、当該システムを中心としつつ、他システムの体系的な機能・役割の付与、関係機関がこのようなシステムをいかに活用するのかを運用に織り込むことで、児童福祉分野とりわけ児童虐待の予防と防止という点で、本調査研究が役立てられることを強く願う。

参考資料① アンケート調査票 （自治体向け調査票）

令和3年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 要保護児童等に関する関係機関との情報共有のためのシステム構築等に関するアンケート調査

本調査では、令和3年11月1日時点の、貴自治体の要対協における情報共有などに関する現状についてお伺いいたします。

本調査票は、貴自治体の要対協を担当されている実務担当者の方がご回答ください。

※ご回答いただいた内容により、回答不要となったセルは、タークグレーにハッチングされます。

質問1

(1) 貴市区町村が関する都道府県名をご記入ください。

質問1(1) 都道府県

(2) 貴市区町村名及び自治体コード(6桁)をご記入ください

質問1(2) 都道府県
市区町村名
自治体コード

質問2 下表は、要対協(実務者会議)への参加が想定される関係機関を列挙した表となっております。以下の設問にプルダウンによりご回答ください。該当するものがない場合は、「該当なし」を選択してください。

要対協(実務者会議)に参加している関係機関をお答えください。要対協を設置していない場合は、「要対協を設置していない」を選択してください。

関係機関	質問2.回答欄
行政機関	児童福祉主管課
	母子保護主管課
	児童福祉・母子保護総合主管課
	子育て世代包括支援センター
	子ども家庭総合支援拠点
	福祉事務所(児童児童相談室)
	保健センター
	教育委員会
	保健所
	児童相談所
	障害福祉主管課
	生活困窮者自立支援施策・生活保護施策主管
	警察署
	法務局
	軍用施設利用
	その他(行政機関)
関係機関	病院・診療所
	小児科
	産科・産婦人科
	精神科
	歯科
	その他診療科
	保育所
	幼保連携型認定子ども園
	幼稚園
	小学校
	中学校
	特別支援学校
	児童館
	放課後児童クラブ
	利用等支援事業所
	地域子育て支援拠点
	乳児院
	児童養護施設
	児童心理治療施設
	児童自立支援施設
	児童福祉支援センター
	障害児施設
	配偶者暴力相談支援センター
	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援セ
	その他(関係機関)
関係団体	医師会(産科医会及び小児科医会を除く)
	産婦人科医会
	小児科医会
	歯科医師会
	看護協会
	助産師会
	PTA協議会
	弁護士会
	社会福祉協議会(子ども食堂を除く)
	民生児童委員協議会
	人権擁護委員
	NPO法人(子ども食堂を除く)
	子ども食堂
	葬儀会
	学園経費者
	その他(関係団体)
要対協を設置していない	

質問3 下記は標準的な児童記録票の項目となっています。下記の設問にプルダウンにてご回答ください。該当するものがない場合は、「該当なし」を選択してください。

(1) 要対協(実務者会議)で共有している項目をすべてお答えください。

未回答

質問3 (2) (3) 及び (4) は、質問3 (1) で共有していると回答した項目についてお答えください。

(2-1) 紙媒体で共有している項目すべてお答えください。

(2-2) 質問3(2-1)で「紙媒体で共有している」と回答した事項について、会議終了後の紙の扱いを、以下の2つのうち当てはまる選択肢をブルダウンにてご回答ください。

未回答

①会議終了後に回収
②持ち帰ってもらっている

(3-1) 電子媒体で共有している項目すべてをお答えください。(紙媒体で共有している項目についても選択可能)

(3-2) 質問3(3-1)で「電子媒体で共有している」と回答した事項について、**電子媒体での共有方法**を以下の2つのうち当てはまる選択肢をブルダウンにてご回答ください。

未回答

- ①データを送付している
- ②会議の場での投影でのみ共有している

(4) 「口頭のみ」で共有している項目すべてお答えください。(紙媒体及び電子媒体で共有している項目については選択不可)

未回答

児童記録簿の一般的な項目		質問3回答欄					
		(1) 共有している 項目	(2-1) 紙媒体で 共有している 項目	(2-2) 会議終了後に 回収	(3-1) 電子媒体で 共有している 項目	(3-2) データを 送付	(4) 会議の場での 撮影のみ 口頭のみで 共有している 項目
受達年月日							
相談歴							
事例番号							
種別							
担当者							
こども本人 の情報	氏名						
	性別						
	生年月日						
	年齢						
	保育所・学校等名						
保護者 の情報	本籍地						
	居住所						
	氏名						
保護者 の情報	居住所						
	性別						
	電話						
相談者 の情報	郵便先						
	氏名						
	生年月日						
家族状況	年齢						
	職業						
	健康状況						
生活	備考						
	生活状況						
	経済状況						
保護福祉サービス等利用状況							
受付履歴結果及び助言事項							
受付相談所見							
助言結果及び支援事項							
調査所見							
総合所見							
支援方針	支援内容及びその理由						
	保護者・子ども等の意向						
	地域関係者の意見						
	短期的課題と支援方法						
	中長期的課題と支援方法						
調査・連携・相談支援等経過							
支援の経緯自由							
子どもや保護者等への説明内容							
終結年月日							
終結なし							

質問4 質問3で、「紙媒体で提供している」「口頭のみで提供している」と回答した事項について、電子媒体ではなく、**紙媒体もしくは口頭のみで提供している理由**についてお答えください。（複数回答可）

「その他」を選択した場合は、具体的な理由について、お答えください。

	質問4回答欄
紙媒体	口頭のみ
紙媒体の記録(児童記録票等)を会議資料として利用しているため	
紙媒体に対する電子媒体への資料送付が許可されていない許可要件が揃っていないため	
紙媒体の電子媒体への資料送付が許可されている許可要件が揃っているため	
大管轄の資料を送付することができないため	
紙媒体が秘匿性の高い情報データをデータとして所持することによるため	
パソコンによる情報漏洩発生やクラウドに不安があるため	
電子媒体の運用が未熟化したことがない	
その他、具体的な理由をお答えください	

質問5 現在、要保護児童情報共有システムを用いた、関係機関との情報連携のあり方について検討を行っております。

未回答 当該システムを用いて関係機関との情報連携を行うにあたって、**阻害要因となりうる課題**をお答えください。(複数回答可)
 「その他」を選択した場合は、具体的な理由について、お答えください。

④ 設備について、関係機関の情報管理体制が十分とはいえない ⑤ 人材について、関係機関の情報管理体制が十分とはいえない ⑥ 関係機関が個人情報を受け入れることを忌避する ⑦ 完全な統括として、個人情報と関係機関に対して提供することができない システムを利用して情報を取り扱うことにより、漏洩のおそれが生じる ⑧ 関係機関の受領した情報を適切に活用できないため、システム間の連携を望んでいる ⑨ 関係機関の受領した情報が十分保護できていないため、システムを用いて情報連携する必要性を感じている その他、(具体的な項目を列挙してください)	質問5 回答欄
---	----------------

連絡先

未回答 今後、アンケートの回答結果について問合せやヒアリング等をお願いする場合がございます。つきましては、ご回答いただいた方のお名前・ご所属をお答えください。

1.所属部署(必須)	例) 子ども支援課	
2.連絡先(必須)	TEL (必須)	MAIL (必須)
3.回答者氏名(必須)	担当者1 (必須)	担当者2

参考資料② アンケート調査票 (児童相談所向け調査票)

令和3年度 子ども子育て支援推進調査研究事業 児童虐待等に関する関係機関との情報共有のためのシステム構築等に関するアンケート調査

本調査では、令和3年11月1日時点の、児童虐待相談所の要対協における情報共有などに関する現状についてお伺いいたします。

本調査票は、児童虐待相談所において関係機関との情報共有を担当されている方がご回答ください。

※ご回答いただいた内容により、回答不要となったセルは、ダークグレーにハッチングされます。

質問1

(1)

未回答

貴市区町村が属する都道府県名をご記入ください。

質問1(1) 回答欄

未回答

(2)

貴児童相談所名をご記入ください

質問1(2) 回答欄

児童相談所名

質問2

未回答

下表は、要対協(実務者会議)への参加が想定される関係機関を、参考として列挙した表となっております。以下の設問にプルダウンによりご回答ください。該当するものがない場合は、「該当なし」を選択してください。

貴児童相談所として、個別ケースに関する情報連携を重視している関係機関をお答えください。該当する関係機関がない場合は、「該当なし」を選択してください。

関係機関	質問2 回答欄
行政機関	児童福祉主管課
	母子保健主管課
	児童福祉・母子保健総合主管課
	子育て世代包括支援センター
	子ども家庭総合支援拠点
	福祉事務所(家庭児童相談室)
	保健センター
	教育委員会
	保健所
	障害福祉主管課
	生活困窮者自立支援施策・生活保護施策主管
	警察署
	法務局
	家庭裁判所
	その他(行政機関)
関係機関	病院・診療所
	小児科
	産科・産婦人科
	精神科
	歯科
	その他診療科
	保育所
	幼稚園(認可認定子ども園)
	幼稚園
	小学校
	中学校
	特別支援学校
	児童館
	放課後児童クラブ
	利用者支援事業所
	地域子育て支援拠点
	乳児院
	児童養護施設
	児童心療養施設
	児童自立支援施設
関係団体	児童家庭支援センター
	障害児施設
	肥後県県民相談センター
	性別平等・性暴力被害者のためのワンストップ支援セ
	その他(関係組織・機関)
	医師会(産科医会及び小児科医会を除く)
	産婦人科医会
	小児科医会
	歯科医師会
	看護協会
	助産師会
	PTA協議会
	弁護士会
	社会福祉協議会(子ども食堂を除く)
	民生児童委員協議会
	人権擁護委員
	NPO法人(子ども食堂を除く)
	子ども食堂
	児童会
	学識経験者
	その他(関係団体)
	該当なし

(1) 関係機関に対して、**情報を提供している**項目をすべてお答えください。

未回答 注 情報提供している関係機関が複数あり、提供している項目が関係機関ごとに異なる場合、1つでも提供している関係機関がある項目は、「**情報を提供している項目**」として「○」を選択してください。

(2) 紙媒体で提供している項目すべてお答えください。

(3) 電子媒体で提供している項目すべてお答えください。(紙媒体で共有している項目についても選択可能)

(4) 「口頭のみ」で提供している項目すべてお答えください。(紙媒体及び電子媒体で共有している項目については選択不可)

児童記録票の一般的な項目		質問3.回答欄			
		(1) 提供している 項目	(2) 紙媒体で 提供している 項目	(3) 電子媒体で 提供している 項目	(4) 口頭のみで 提供している 項目
受理年月日					
相談歴					
事例番号					
種別					
相談者					
こども本人 の情報	氏名				
	性別				
	生年月日				
	年齢				
	保育所・学校等名				
保護者 の情報	本居地				
	居住所				
	氏名				
	居住所				
	連絡				
相談者	電話				
	勤務先				
家族状況	続柄				
	氏名				
	生年月日				
	年齢				
	職業				
生活	健康状況				
	備考				
経済状況					
保護施設サービス等利用状況					
受付前後結果及び対応事項					
受付前後所見					
調査結果及び支援事項					
調査所見					
総合所見					
支援方針	支援内容及びその理由				
	保護者・子ども等の意向				
	専門職等の意見				
	短期的目標・支援方法				
	中長期的目標と支援方法				
調査・面接・相談支援等経過					
支援の終結自由					
子どもや保護者等への説明内容					
終結年月日					
担当者					

	質問4 回答欄	
	紙媒体	口頭のみ
紙媒体の記録(児童記録票等)にて記録の管理を行っているため		
関係機関に対する電子媒体での資料送付が許可されていない/許可要件が厳しいため		
関係機関が電子媒体で資料を管理することができないため		
大量の資料を送付することができないため		
関係機関が精度性の高い情報をデータとして所持することに不安があるため		
パソコンによる情報漏洩発生セキュリティ面に不安があるため		
電子媒体での提供を検討しないことがない		
その他、具体的な理由を記入ください		

	質問5 回答欄
設備について、関係機関の情報管理体制が十分とはいえない	
人材について、関係機関の情報管理体制が十分とはいえない	
関係機関が個人情報を受領することを忌避する	
児童相談所として、個人情報に関係機関に対して提供することができない	
システムを利用して情報をやり取りすることにより、漏洩感のおそれが生じる	
関係機関が受領した情報を適切に活用できない、情報提供の必要性を感じない	
関係機関が関係機関で十分な情報連携できていないため、システムを用いて情報連携する必要性を感じない	
その他、具体的な理由をお書きください	

連絡先回答欄			
1.連絡先(必須)	TEL(必須)		Mail(必須)
2.回答者氏名(必須)	担当者1(必須)		担当者2

参考資料③ 児童記録票 様式

児童記録票様式

(第1面)

受理年月日		平成 年 月 日		相談歴 有・無			
事例番号			種別			担当者	
子ども本人	ふりがな 氏名 (通称)	()	性別 男 女	生 年 月 日 (S・H) 年 月 日	年 齢		
	保育所等利用		保育所・学校等名 担任		その他の関係職員 学年 年		
	本籍地	都 道 府 県 (外国籍)					
	現住所						
保護者	氏 名						
	現住所			続柄			
	電 話			勤務先 (留意)			
保護者	氏 名						
	現住所			続柄			
	電 話			勤務先 (留意)			
相談者		子どもとの関係					
家族状況	続 柄	氏 名	生 年 月 日	年 齢	職 業 (就業時間)	健 康 状 況	備 考 (居住等)

(第2面)

主訴													
生活状況 (養育状況)													
経済状況													
福祉保健福祉 サービス等 利用状況													
統計 分類	経路				種類 別				処理				

(第3面)

受付 年 月 日 (新・再)	
受付面接結果及び助言事項	
受付面接所見	

担当者

(第4面)

調査結果及び支援事項	
調査所見	年 月 日 担当者

総 合 所 見	
------------------	--

支 援 方 針	支援内容及びその理由	
	保護者・子ども等の意向 保護者の意思 子どもの意向 その他()	
	地域協議会の意見 ・照会の有無 有(年 月 日) 無 ・照会の事由 ・意見内容	
	短期的課題と支援方法	短期的課題 課題達成のための具体的支援方法 (関係機関との連携のあり方を含む)
針	中長期的課題	次期検証時期 年 月
	課題達成のための具体的支援方法 (関係機関との連携のあり方を含む)	年 月 日 責任者

(第 7 面)

調 査 、 面 接 、 相 談 支 援 等 経 過

(第8面)

支 援 の 終 結 事 由	
子 ど も や 保 護 者 等 へ の 説 明 内 容	
終結年月日	平成 年 月 日

令和 3 年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業

要保護児童等に関する関係機関との情報連携のための
システム構築等に関する調査研究

報告書

令和 4(2022)年 4 月

株式会社 野村総合研究所

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-2

大手町フィナンシャルシティ グランキューブ

TEL : 03-5533-2111(代表)

[ユニットコード: 7690797]